



第2期つくば市 子ども・子育て支援プラン

つくば市

～はじめに～

こどもの幸せは、保護者共通の願いであり、また、こどもは、未来に生き、未来の社会を形成します。子育てにかかわるすべての人々が「子育て＝未来を拓く力を育む」という意識を持つことで、こどもの生きる力を養成するとともに、希望に満ちた未来を創造することにもつながります。

つくば市は、これまで第1期つくば市子ども・子育て支援プランに基づき、市民・事業者・行政が一体となってこどもの育ちと子育てを支援する地域づくりを目指し、教育・保育施設の整備による待機児童の解消を始め、こども・子育て支援を総合的に推進してきました。

しかし、社会情勢の変化に伴い、保育等に対する市民ニーズはますます多様化し、あるべき姿の実現のためには、行政はそれらのニーズに適切に responding しなければなりません。一方で、市民・事業者・行政には、こども・子育て支援について各々の役割を果たすとともに、より一層連携を強化していくことが求められています。

このような状況の中、こども一人ひとりが幸せな人生を送りながら、持続可能な社会の構築に貢献できる大人へ成長することを後押しするために「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン」を策定しました。このプランに基づき様々な施策を展開することにより、すべてのこどもが健やかに育ち、保護者はこどもを育てる喜びや生きがいを感じられる「安心の子育てができるまちつくば」の実現を目指します。

最後に、本計画の策定に当たりまして、慎重に御審議くださいましたつくば市子ども・子育て会議委員を始め、アンケート調査やパブリックコメント等により貴重な御意見、御提案を頂きました市民の皆様から御礼申し上げます。



令和2年3月

つくば市長 五十嵐立青

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の達成状況の点検及び評価	4

第2章 つくば市の子どもを取り巻く状況

1 子ども・子育て家庭の現状	6
2 ニーズ調査結果・子育ての現状	9
3 子ども・子育て支援事業の利用状況	16
4 「つくば市子ども・子育て支援プラン」の評価	24
5 子ども・子育て支援にかかわる課題	27

第3章 計画の理念・基本目標

1 基本理念	30
2 計画の基本目標	31

第4章 施策の展開

基本目標と事業の体系	34
基本目標Ⅰ たしかな生命と元気を育む	35
基本目標Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む	38
基本目標Ⅲ 主体的にして広く豊かな経験を育む	41

第5章 重点事業

1 教育・保育提供区域の設定	46
2 人口の見込み	48
3 教育・保育の見込量と確保方策	50
4 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策	55
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	63

参考資料	65
------	----



第 1 章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

我が国における急速な少子化の進展は、平均寿命の伸長による高齢者の増加とあいまって、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、21世紀の国民生活に、深刻かつ多大な影響をもたらすものとして懸念されています。

また、核家族化の進展、地域コミュニティの希薄化、児童虐待の件数の増加及び深刻化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうしたことから、子どもを産み、育てることに喜びを感じることができる、そして次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる環境の整備など、子どもを育てる家庭を社会全体で支援していくことが求められています。

このような社会情勢の変化の中、国では、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

しかしながら、25歳から44歳の女性就業率の上昇や、それに伴う保育の利用希望の増加などにより、保育を必要とするすべての子どもが利用できていない状況にあり、待機児童の解消は喫緊の課題となっています。

さらに、就学児童についても、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等によるすべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ることが、新たな課題として顕在化してきました。

つくば市（以下、「当市」という）においては、つくばエクスプレス沿線地区、特に研究学園地区やみどりの地区において、子育て世代を中心に人口の流入が続いていることに伴い、特に、認可保育所では県内で最多となる待機児童が発生していて、必要な保育が提供できていない状況であり、また、就学児童については、放課後等に安全に安心して過ごす場所の整備等が強く望まれている状況です。

こうした中、当市では、平成27年3月に策定した「つくば市子ども・子育て支援プラン」の下、子ども・子育て支援対策を総合的に推進してきました。

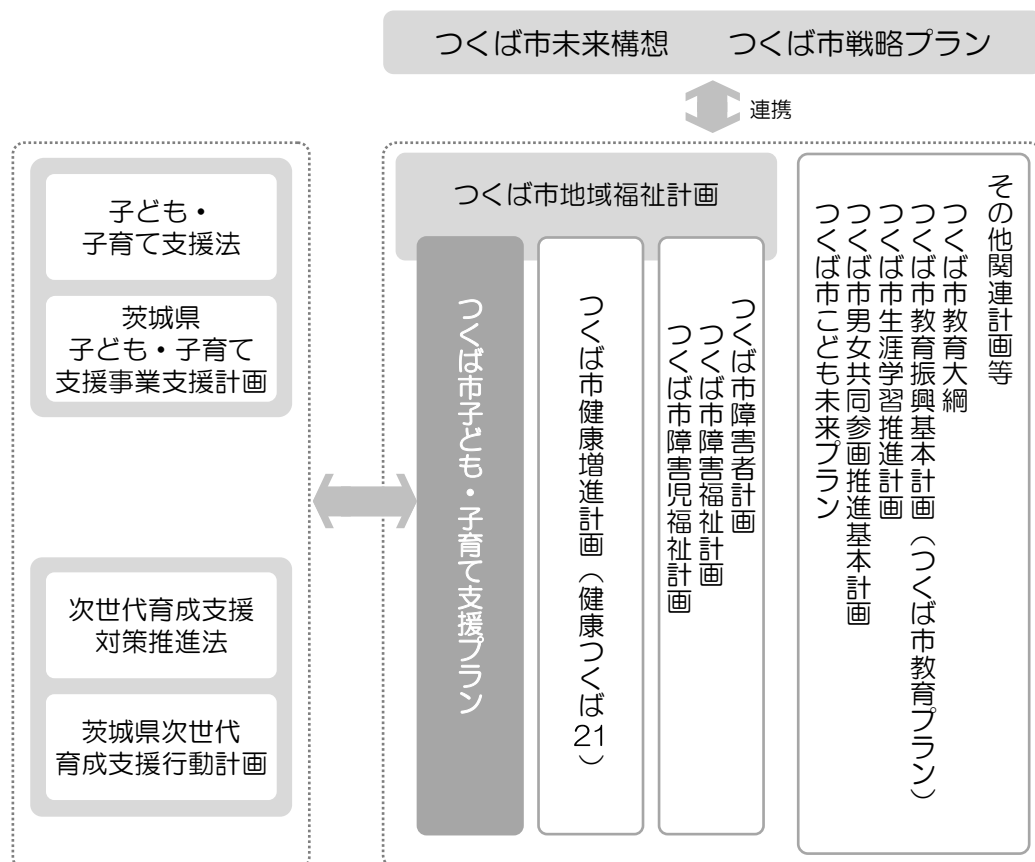
これまでの課題で解決に至らなかったものについては引き続き、さらに、新たな課題にも対応するため「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン」を策定し、そのプランに沿って計画的に施策を推進していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画を一体的に策定したものです。

市町村子ども・子育て支援事業計画と市町村行動計画は、根拠法は異なるものの、子どもの育ちと子育てを支援する地域づくりという計画の目指す理念は共通しており、今後の子ども・子育て支援施策の具体的な方向や取り組む内容について定めるものです。

本計画は、まちづくりの基本理念や目指すまちの姿を示した「つくば市未来構想」とその実現のための主要な施策等を示した「つくば市戦略プラン」と連携を図りつつ、当市の子ども・子育て支援に関する事項を定める他の計画（地域福祉計画、健康増進計画、教育振興基本計画、障害福祉計画・障害児福祉計画等）と調和を保って策定しています。



3 計画の期間

本計画を構成する子ども・子育て支援事業計画及び行動計画は、それぞれ5年を1期とすることが法定されているため、計画期間は令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とします。

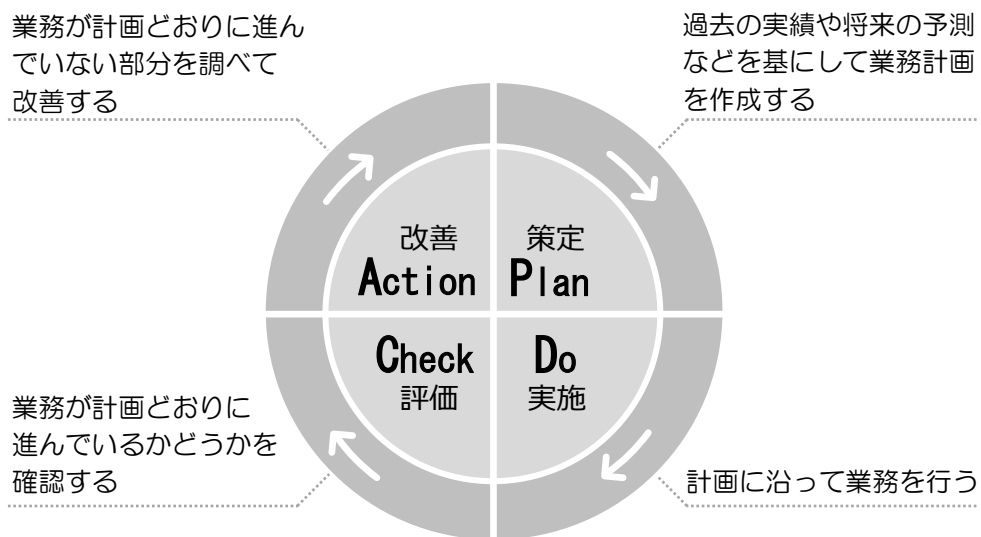
また、各年度において、実施状況や実績等について点検・評価を行うとともに、計画期間において、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	令和 元年度 (2019年度)	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)	令和 7年度 (2025年度) 以降
第1期つくば市 子ども・子育て支援プラン					第2期つくば市 子ども・子育て支援プラン (本計画)					次期 計画
						適宜見直し				

4 計画の達成状況の点検及び評価

各年度において、施策の実施状況や実績等について点検・評価し、その結果を市のホームページ等により公表します。

また、PDCAサイクルの実施を基本方針とし、点検・評価結果に基づいて、対策の実施や、必要に応じて内容の見直しを行い、事業の進捗を図ります。



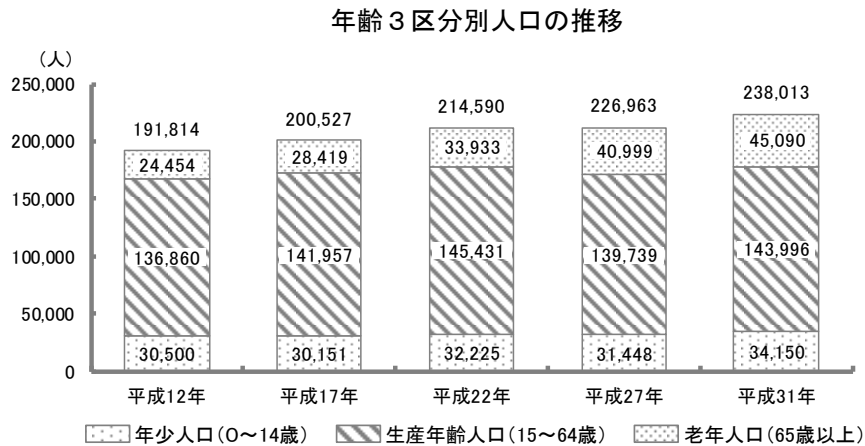


第2章 つくば市の子どもを取り巻く状況

1 子ども・子育て家庭の現状

(1) 人口の推移

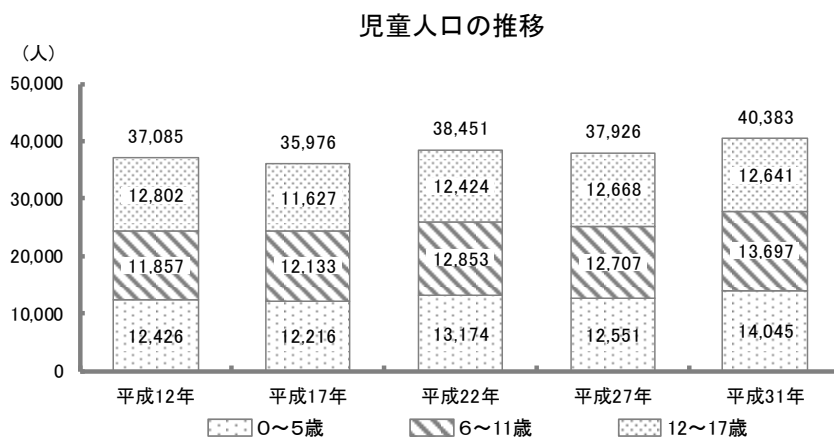
当市の総人口は年々増加傾向にあり、平成31年4月現在で238,013人となっています。年少人口、生産年齢人口については微増傾向で推移していますが、老年人口は平成12年に比べ、平成31年で約1.8倍となっており、高齢者層の増加が進んでいます。



資料：国勢調査、平成31年は常住人口（4月1日現在）
※ 年齢不詳があるため、内訳の計は総数に一致しません。

(2) 児童人口の推移

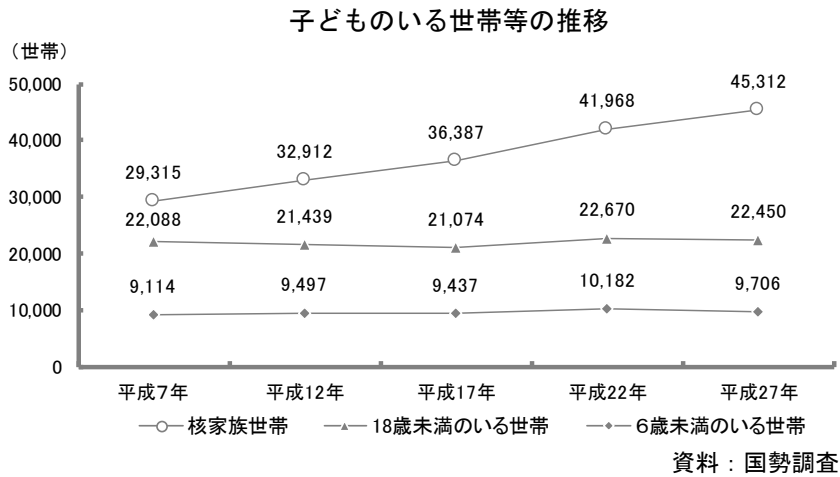
当市の17歳までの児童人口については、平成31年4月現在で40,383人となっています。平成27年以降0~5歳、6~11歳は増加傾向にあります。



資料：国勢調査、平成31年は常住人口（4月1日現在）

(3) 子育て世帯等の現状

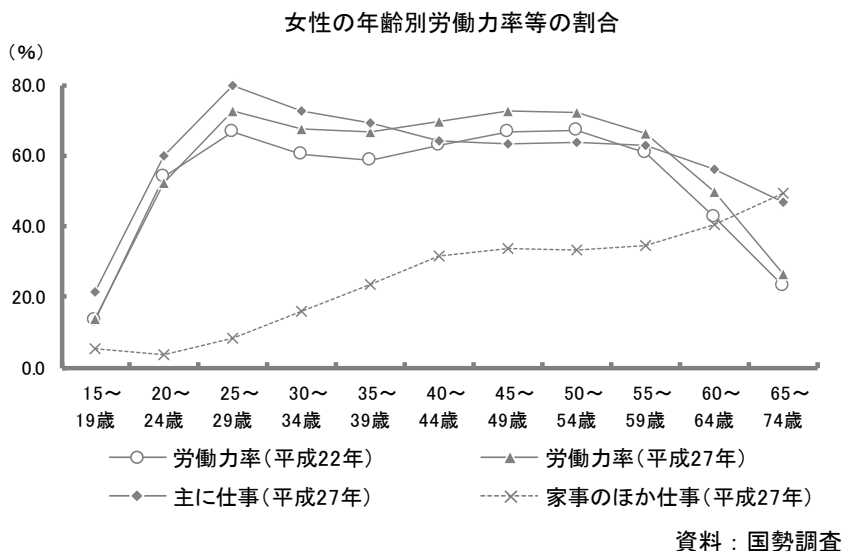
当市の子どものいる核家族世帯については年々増加傾向にあり、平成 27 年で 45,312 世帯と、平成7年に比べ 1.5 倍となっています。一方、18 歳未満のいる世帯、6 歳未満のいる世帯については横ばいとなっており、それぞれ平成 27 年で 22,450 世帯、9,706 世帯となっています。



(4) 女性の労働力率

当市の女性の労働力率については、25 歳から 39 歳にかけて結婚・出産等により労働力率が下がる「M 字カーブ」を描いていますが、平成 22 年と比較すると、平成 27 年で M 字カーブは緩やかになっています。

「主に仕事」の割合は、25～29 歳の 79.8%が最も高く、次いで 30～34 歳の 72.7%となっており、「家事のほか仕事」を含めた労働力率の高い年齢は 25～29 歳で 72.7%、50～54 歳で 72.1%となっています。



※主に仕事 : 主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていた場合
 家事のほか仕事 : 主に家事などをしていて、その傍ら少しでも収入を伴う仕事をした場合

(5) 出生数・出生率

当市の出生数・出生率については、平成 29 年でそれぞれ 2,186 人、9.9 となっており、出生率は、近年減少傾向にあります。県、国より高い水準で推移しています。また、当市の合計特殊出生率は、平成 25 年以降ほぼ横ばいになっています。

出生数・出生率の推移

単位：人等

		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
出生数（市）		2,175	2,232	2,232	2,205	2,186
出生率 （人口千人対）	市	10.4	10.4	10.4	10.1	9.9
	茨城県	8.0	7.6	7.5	7.3	7.2
	国	8.3	8.0	8.0	7.8	7.6
合計特殊出生率	市	1.37	1.43	1.41	1.46	1.48
	茨城県	1.41	1.43	1.48	1.47	1.48
	国	1.40	1.42	1.45	1.44	1.43

資料：茨城県人口動態統計

(6) 婚姻・離婚

当市の婚姻・離婚については、ほぼ横ばいになっており、婚姻・離婚件数は平成 29 年でそれぞれ 1,414 件、360 件となっています。

県、国に比べ、婚姻率は高く、離婚率は平成 28 年以降低くなっています。

婚姻・離婚の状況の推移

単位：件等

		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	
つくば市	婚姻	1,291	1,300	1,300	1,327	1,414	
	離婚	374	402	402	328	360	
	婚姻率（人口千対）	6.1	6.1	6.1	6.1	6.4	
	離婚率（人口千対）	1.8	1.88	1.88	1.51	1.63	
茨城県	婚姻率（人口千対）	4.9	4.8	4.7	4.6	4.5	
	離婚率（人口千対）	1.74	1.72	1.80	1.68	1.65	
	平均初婚 年齢	夫	30.7	30.8	30.8	31.1	31.0
		妻	28.9	29.0	29.1	29.1	29.1
全国	婚姻率（人口千対）	5.3	5.1	5.1	5.0	4.9	
	離婚率（人口千対）	1.84	1.77	1.81	1.73	1.70	
	平均初婚 年齢	夫	30.9	31.1	31.1	31.1	31.1
		妻	29.3	29.4	29.4	29.4	29.4

資料：茨城県人口動態統計

2 ニーズ調査結果・子育ての現状

(1) アンケート調査の実施概要

① 調査の目的

「第2期つくば市子ども・子育て支援プラン」の策定に向けた基礎資料とし、国が提示する基本指針に沿って、子ども・子育て支援施策に関する利用ニーズの把握のための調査を実施しました。

② 調査対象

つくば市在住の「就学前の子ども」（平成30年4月1日現在の0歳児～5歳児）及び「就学児童」（平成30年4月1日現在の小学1年生～6年生）から各2,000人の保護者を無作為抽出

③ 調査期間

平成30年11月22日から平成30年12月14日まで

④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	2,000通	1,128通	56.4%
小学生児童の保護者	2,000通	1,144通	57.2%

(2) アンケート調査結果の概要

アンケート調査は、主に「第5章 重点事業」に示す子ども・子育て支援事業に関するニーズ量を把握することを目的としているため、ここでは子ども・子育てに関わる背景・環境の概要を取りまとめています。

○現在家庭類型・潜在家庭類型

家庭類型をみると、タイプA「ひとり親家庭」は3.2%です。タイプB「両親共働き家庭」は38.3%、タイプC「父母いずれかがフルタイム就労でいずれかが長時間パートタイム」が18.0%、タイプC'「父母いずれかがフルタイム就労でいずれかが短時間パートタイム」が6.7%で、両親共働き家庭は潜在家庭類型では多くなっています。タイプD「専業主婦(夫)家庭」は33.1%ですが、潜在家庭類型では25.5%と少なくなっています。

*現在家庭類型：ニーズ調査結果から現在の父母の有無、就労状況、教育・保育事業等の利用意向に応じて、家庭類型をタイプAからタイプFまで8種類に区分した分布です。

*潜在家庭類型：算出した現在家庭類型に、主に母親の就労状況の変化及び教育・保育事業の利用意向を反映させた分布です。

■0歳～就学前

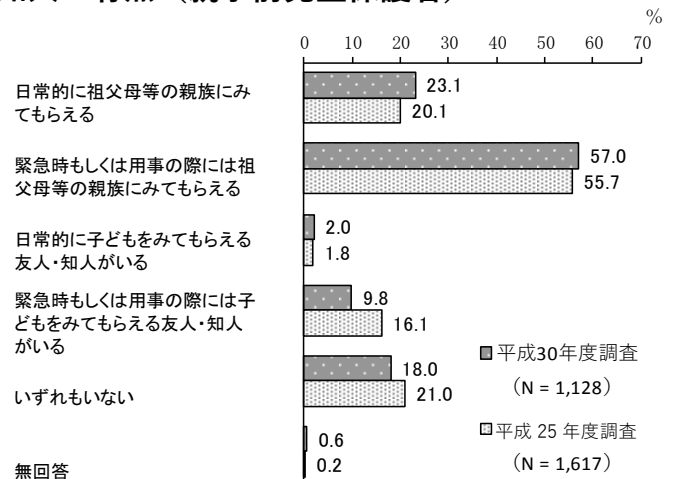
	現在家庭類型		潜在家庭類型	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親	32	3.2%	32	3.2%
タイプB フルタイム×フルタイム	384	38.3%	423	42.2%
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	181	18.0%	195	19.4%
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	67	6.7%	90	9.0%
タイプD 専業主婦(夫)	332	33.1%	256	25.5%
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	3	0.3%	3	0.3%
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	1	0.1%	1	0.1%
タイプF 無業×無業	3	0.3%	3	0.3%
全体	1003	100.0%	1003	100.0%

■就学児

	現在家庭類型		潜在家庭類型	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親	74	6.9%	74	6.9%
タイプB フルタイム×フルタイム	370	34.5%	414	38.6%
タイプC フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	365	34.0%	365	34.0%
タイプC' フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	68	6.3%	70	6.5%
タイプD 専業主婦(夫)	191	17.8%	145	13.5%
タイプE パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	3	0.3%	3	0.3%
タイプE' パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%
タイプF 無業×無業	1	0.1%	1	0.1%
全体	1072	100.0%	1072	100.0%

○日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無（就学前児童保護者）

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が57.0%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が23.1%、「いずれもない」の割合が18.0%となっています。

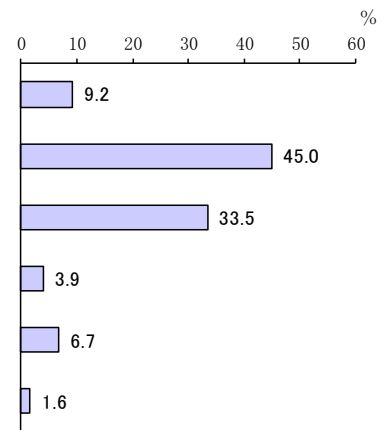


○子育てに関する不安や負担感（就学前児童保護者）

回答者数 = 1,128

「なんとなく不安や負担を感じる」の割合が 45.0%と最も高く、次いで「あまり不安や負担などは感じない」の割合が 33.5%、「非常に不安や負担を感じる」の割合が 9.2%となっています。

非常に不安や負担を感じる
 なんとなく不安や負担を感じる
 あまり不安や負担などは感じない
 まったく不安や負担などは感じない
 なんともいえない
 無回答



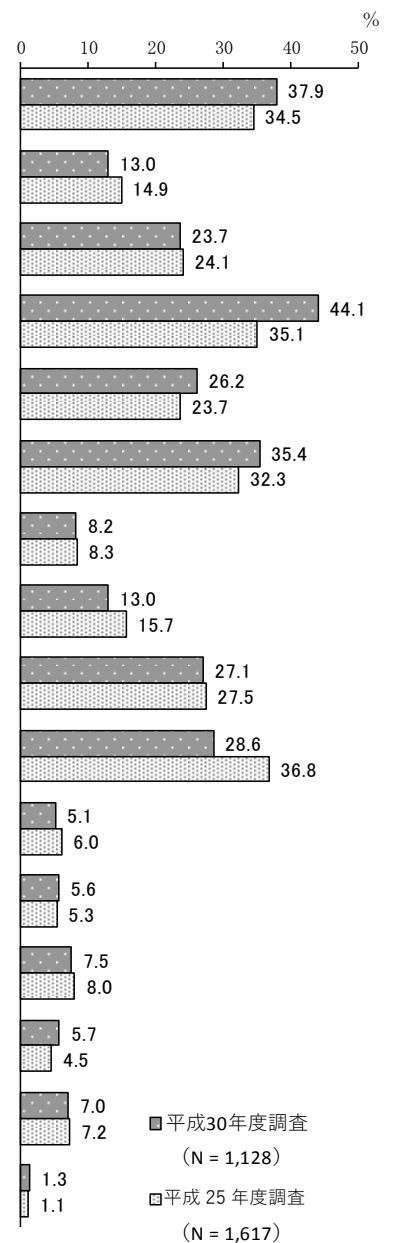
○子育てに関して、日常悩んでいることや気になること（就学前児童保護者）

「子育てで出費がかさむこと」の割合が 44.1%と最も高く、次いで「子どもの健康や発育・発達に関すること」の割合が 37.9%、「仕事と子育ての両立が難しいこと」の割合が 35.4%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「子育てで出費がかさむこと」の割合が増加しています。

（複数回答）

子どもの健康や発育・発達に関すること
 育児の方法や子どもとの接し方が分からないこと
 子育てによる精神的・身体的な疲れが激しいこと
 子育てで出費がかさむこと
 自分自身や夫婦で楽しむ時間が持てないこと
 仕事と子育ての両立が難しいこと
 子育てに関して配偶者や家族の協力・理解が不十分なこと
 配偶者や家族以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと
 緊急の場合に子どもを預かってくれる場所がないこと
 子どもをしかりすぎているような気がする
 ストレスなどで子どもに手をあげたり、世話をしなかつたりしてしまうこと
 身近に気軽に相談できる人や場所がないこと
 地域の子育て支援サービスの内容や利用方法がわからないこと
 その他
 特にな
 無回答



○母親の就労状況（就学前児童保護者）

母親の就労状況では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が 32.9%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 32.4%、「フルタイム以外で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 21.3%、「フルタイム以外で就労しているが、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 1.3%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。

フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない

フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である

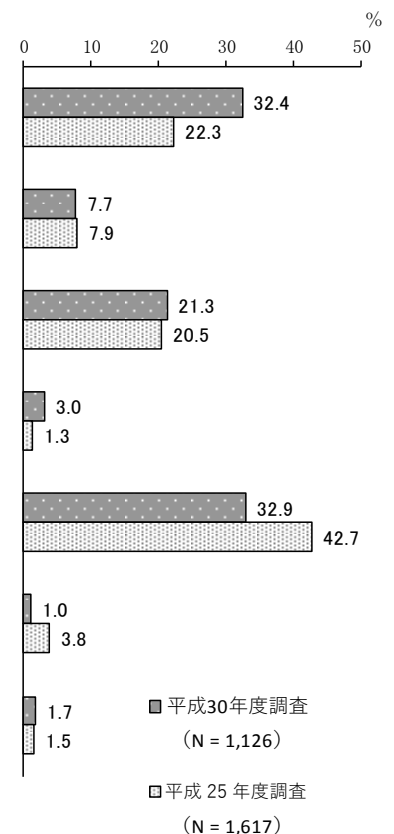
フルタイム以外で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない

フルタイム以外で就労しているが、産休・育休・介護休業中ではない

以前は就労していたが、現在は就労していない

これまで就労したことがない

無回答



○今後、定期的にご利用したいと考える事業（就学前児童保護者）上位5項目

「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員 20 人以上のもの）」の割合が 48.2%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が 47.2%、「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」の割合が 22.0%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「認可保育所」「認定こども園」の割合が増加しています。

（複数回答）

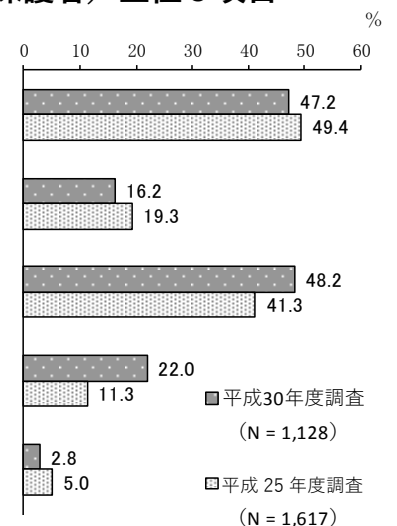
幼稚園（通常の就園時間の利用）

幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）

認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの）

認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）

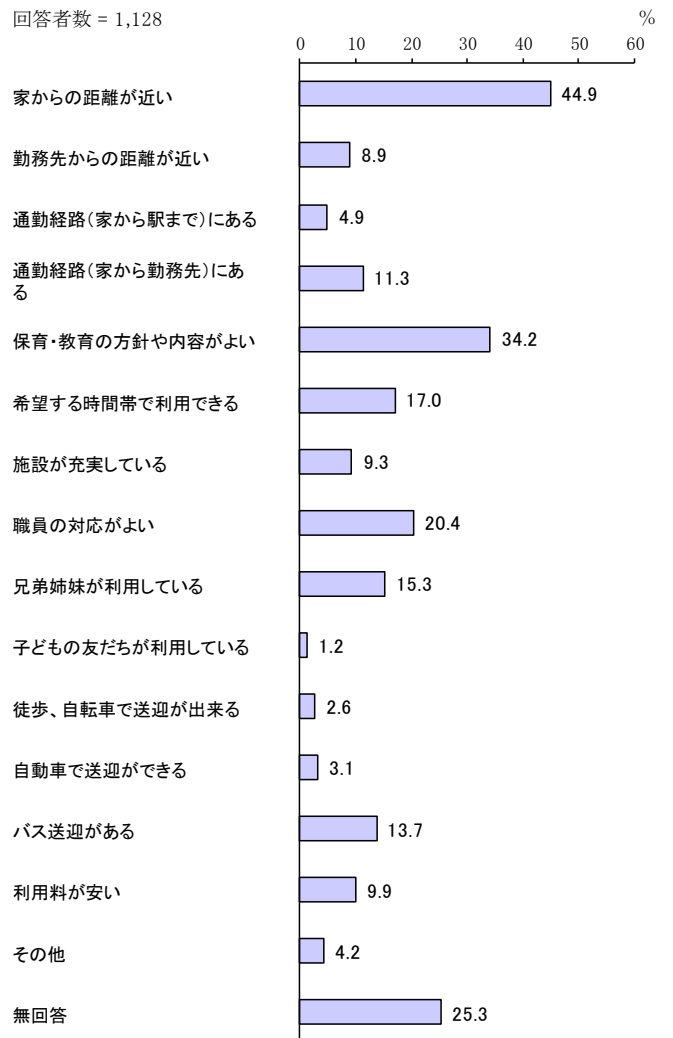
小規模な保育施設（国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員概ね6～19人のもの）



○教育・保育事業を選ぶ基準（就学前児童保護者）

「家からの距離が近い」の割合が 44.9%と最も高く、次いで「保育・教育の方針や内容がよい」の割合が 34.2%、「職員の対応がよい」の割合が 20.4%となっています。
（複数回答）

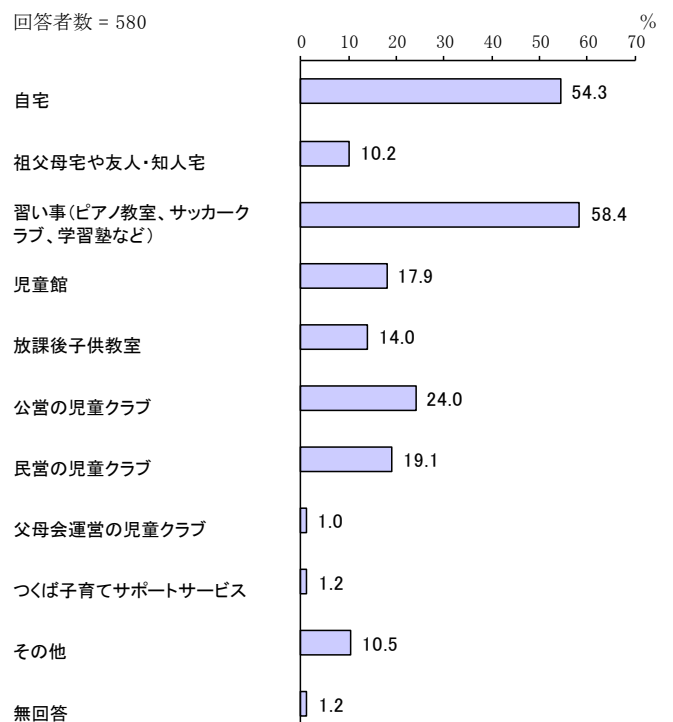
回答者数 = 1,128



○低学年（1～3年生）時に、放課後過ごさせたい場所（小学生児童保護者）

「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が 58.4%と最も高く、次いで「自宅」の割合が 54.3%、「公営の児童クラブ」の割合が 24.0%となっています。
（複数回答）

回答者数 = 580

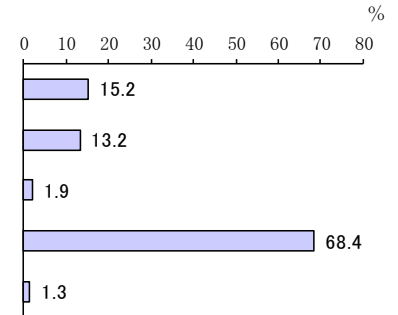


○児童クラブの利用状況（小学生児童保護者）

「公営の児童クラブを利用している」の割合が15.2%、「民営の児童クラブを利用している」の割合が13.2%となっています。

回答者数 = 1,144

公営の児童クラブを利用している
 民営の児童クラブを利用している
 父母会運営の児童クラブを利用している
 利用していない
 無回答

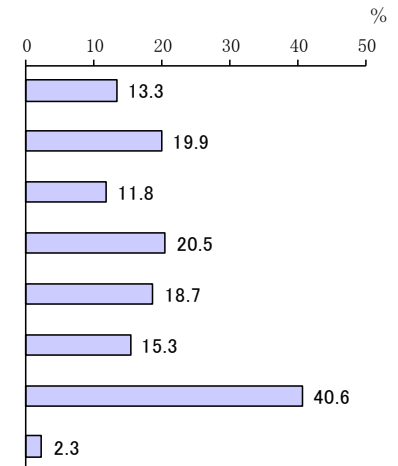


○現在通っている児童クラブに対する要望（小学生児童保護者）

「現在のままでよい」の割合が40.6%と最も高く、次いで「施設設備を改善してほしい」の割合が20.5%、「土曜日も開いてほしい」の割合が19.9%、「指導内容を工夫してほしい」の割合が18.7%となっています。（複数回答）

回答者数 = 347

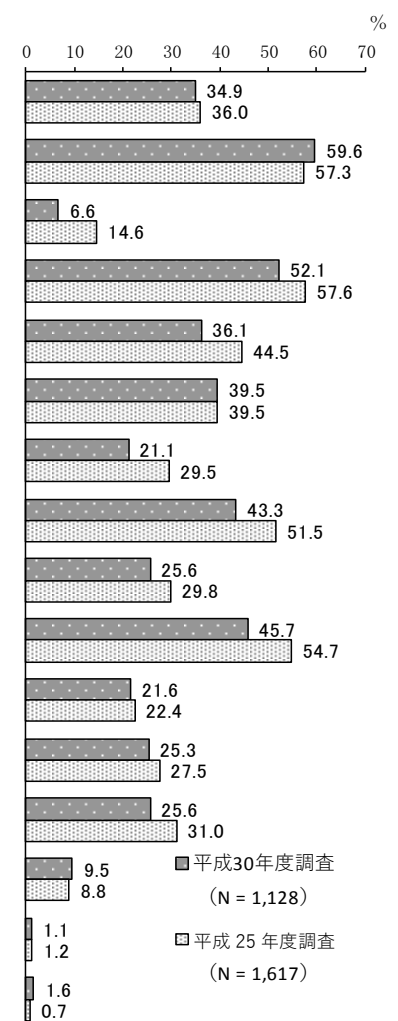
利用時間を延長してほしい
 土曜日も開いてほしい
 日曜日・祝日も開いてほしい
 施設設備を改善してほしい
 指導内容を工夫してほしい
 その他
 現在のままでよい
 無回答



○力を入れてほしい事業や対策（就学前児童保護者）

「子連れで出かけやすく楽しめる場所づくり」の割合が59.6%と最も高く、次いで「保育所・幼稚園などの子どもを預かる施設の充実」の割合が52.1%、「子どもを対象にした犯罪・事故の防止対策の充実」の割合が45.7%となっています。（複数回答）

児童館など、親子が安心して集まれる場所
 子連れで出かけやすく楽しめる場所づくり
 子育て支援のサークルなどの充実
 保育所・幼稚園などの子どもを預かる施設の充実
 一時保育などの一時的な預かりサービスの充実
 妊娠・出産に対する支援
 母親・乳幼児の健康に対する支援
 子育てしやすい住居・まちの環境面での充実
 育児休暇の取得促進など企業に対する職場環境改善の働きかけ
 子どもを対象にした犯罪・事故の防止対策の充実
 子育てに困ったときに相談できる体制の充実
 幼児教育の内容・環境等全般的な充実
 子育て情報を入手しやすい体制づくり
 その他
 特になし
 無回答

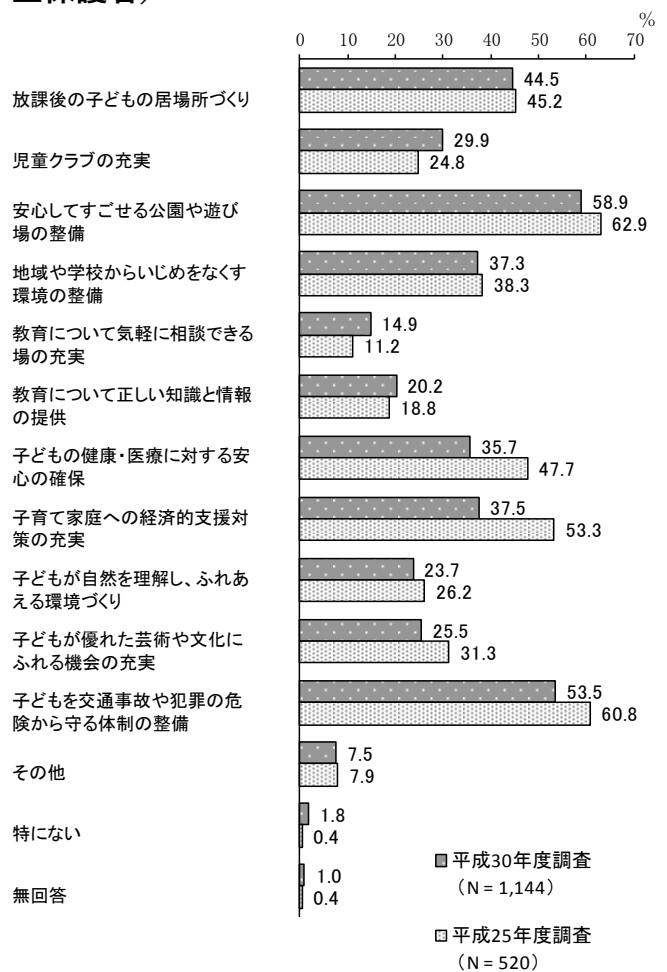


○力を入れてほしい事業や対策（小学生保護者）

「安心してすごせる公園や遊び場の整備」の割合が58.9%と最も高く、次いで「子どもを交通事故や犯罪の危険から守る体制の整備」の割合が53.5%、「放課後の子どもの居場所づくり」の割合が44.5%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「児童クラブの充実」の割合が増加しています。

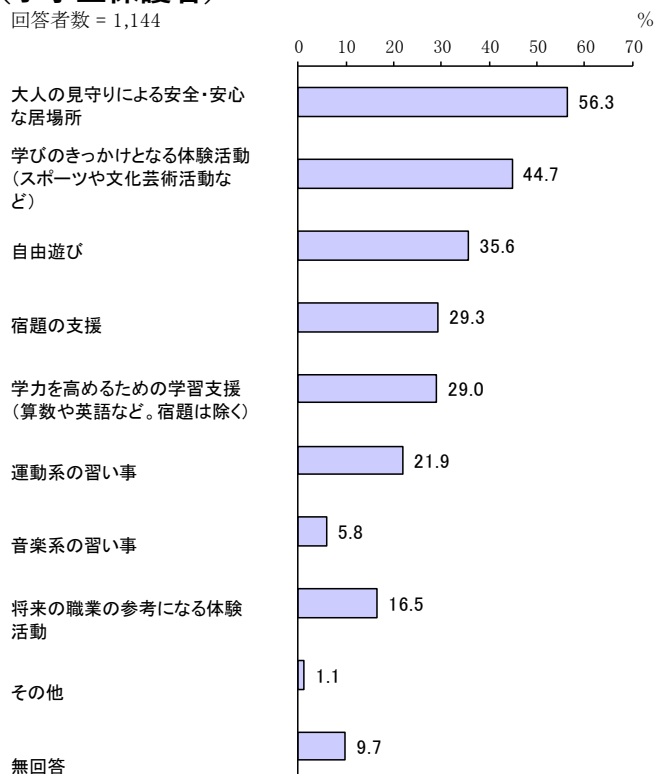
（複数回答）



○子どもの放課後に必要と思うもの（小学生保護者）

「大人の見守りによる安全・安心な居場所」の割合が56.3%と最も高く、次いで「学びのきっかけとなる体験活動（スポーツや文化芸術活動など）」の割合が44.7%、「自由遊び」の割合が35.6%となっています。

（複数回答）



3 子ども・子育て支援事業の利用状況

(1) 教育・保育施設等

市内の教育・保育施設等の利用状況は次のとおりです。

① 認可保育所等

就学前児童数の増加に伴い、認可保育所等の申込者数が増加していることに加えて、申込率も年々増加しています。

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
就学前児童数	0 歳児	2,286 人	2,314 人	2,267 人	2,286 人
	1・2 歳児	4,643 人	4,777 人	4,866 人	4,864 人
	3 歳以上児	7,125 人	7,206 人	7,314 人	7,523 人
	合計	14,054 人	14,297 人	14,447 人	14,673 人
認可保育所等 申込者数	0 歳児	267 人	282 人	319 人	445 人
	1・2 歳児	1,850 人	1,984 人	2,122 人	2,298 人
	3 歳以上児	3,059 人	3,196 人	3,399 人	3,602 人
	合計	5,176 人	5,462 人	5,840 人	6,345 人
認可保育所等 申込率	0 歳児	11.7%	12.2%	14.1%	19.5%
	1・2 歳児	39.8%	41.5%	43.6%	47.2%
	3 歳以上児	42.9%	44.4%	46.5%	47.9%
	合計	36.8%	38.2%	40.4%	43.2%
認可保育所等 利用児童数	0 歳児	251 人	274 人	306 人	419 人
	1・2 歳児	1,719 人	1,816 人	1,964 人	2,083 人
	3 歳以上児	3,035 人	3,174 人	3,388 人	3,575 人
	合計	5,005 人	5,264 人	5,658 人	6,077 人

注：4月1日現在。申込者数には市外への委託児童を含む。

【計画の見込量に対する実績】

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値		240 人	515 人	610 人	584 人
実績値		270 人	476 人	474 人	249 人
(実績内訳)	保育所新設	150 人	360 人	180 人	132 人
	保育所拡充等	30 人	60 人	40 人	10 人
	認定こども園	90 人	—	180 人	—
	認定こども園拡充等	—	—	—	73 人
	小規模保育事業	—	56 人	74 人	34 人
	その他地域型保育事業	—	—	—	—

② 幼稚園・認定こども園（教育部分）

3歳以上の児童数の増加に伴い、認定こども園の教育部分の利用者数は増加しています。幼稚園の利用者数は、ほぼ横ばいの状況です。

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
幼稚園	設置数	23 園	23 園	22 園	22 園
	園児数	2,272 人	2,217 人	2,234 人	2,195 人
認定こども園 (教育部分)	設置数	5 園	6 園	6 園	8 園
	園児数	313 人	387 人	461 人	586 人

注：5月1日現在。幼稚園には市外からの受託児童を含む。

③ 認可外保育施設等

認可保育所等の整備による定員の増加により、認可外保育施設の利用者数は減少傾向です。

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
認可外 保育施設	設置数	37 か所	32 か所	36 か所	42 か所
	園児数	877 人	770 人	635 人	602 人
企業主導型 保育事業	設置数	—	2 か所	7 か所	8 か所
	園児数	—	29 人	97 人	101 人

④ 認可保育所等の待機児童

当市の認可保育所では、毎年、定員増加等を行っていますが、希望しても入所できない待機児童が発生しています。

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
待機児童数 (4月1日)	0歳児	3人	0人	0人	0人
	1歳児	73人	75人	84人	72人
	2歳児	18人	26人	30人	44人
	3～5歳児	10人	0人	0人	0人
	合計	104人	101人	114人	116人
待機児童数 (10月1日)	0歳児	104人	41人	36人	36人
	1歳児	80人	78人	89人	81人
	2歳児	12人	24人	57人	63人
	3～5歳児	0人	0人	0人	0人
	合計	196人	143人	182人	180人

(2) 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法における地域子ども・子育て支援事業として位置づけられた事業の概況は以下のとおりです。

① 時間外保育事業

時間外保育事業の1日あたりの利用児童数及び1園当たりの利用児童数は微減しています。

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1日平均利用児童数	258人	224人	229人	227人
1日平均利用児童数 (1園当たり)	9.9人	7.5人	7.6人	7.3人

※1日平均利用児童数は、一般型（保育標準時間認定）の児童が保育標準時間後に利用した人数。

【計画の見込量に対する実績】

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画値		55か所	58か所	63か所	70か所
実績値		50か所	54か所	57か所	63か所
(内訳)	公立	17か所	16か所	16か所	16か所
	民間	33か所	38か所	41か所	47か所

② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童クラブは、児童数及び保護者の就業率の増加に伴い、登録児童数も増加しています。

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録 児童数	1年生	780人	873人	914人	1,075人
	2年生	779人	781人	849人	956人
	3年生	602人	648人	702人	838人
	4年生	246人	316人	335人	484人
	5年生	140人	145人	193人	279人
	6年生	59人	80人	97人	150人
	合計	2,606人	2,843人	3,090人	3,782人

注：登録児童数は5月1日現在。

【計画の見込量に対する実績】

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値		55 クラブ	61 クラブ	68 クラブ	82 クラブ
実績値		55 クラブ	61 クラブ	68 クラブ	89 クラブ
(内訳)	公設公営	18 クラブ	18 クラブ	20 クラブ	34 クラブ
	公設指定管理者	2 クラブ	2 クラブ	2 クラブ	2 クラブ
	公設民営	17 クラブ	18 クラブ	16 クラブ	12 クラブ
	民設民営	18 クラブ	23 クラブ	30 クラブ	41 クラブ

注：クラブ数は、定員 40 人規模（支援の単位）で算出。

③ 放課後子供教室

放課後子供教室は、実施回数及び利用児童数が共に増加し、1 回当たりの利用児童数も微増傾向です。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数	35 か所	38 か所	38 か所	40 か所
実施回数	154 回	169 回	180 回	217 回
延べ利用児童数	6,955 人	8,531 人	8,379 人	11,310 人
利用児童数（1 回当たり）	45.2 人	50.5 人	46.6 人	52.1 人

④ 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、利用者数及び利用日数が共に増加傾向です。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実利用者数	17 人	7 人	12 人	18 人
延べ利用者数	28 人	24 人	26 人	32 人
延べ利用日数	132 日	60 日	67 日	116 日

【計画の見込量に対する実績】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	2 か所	3 か所	3 か所	3 か所
実績値	5 か所	6 か所	6 か所	6 か所

⑤ 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、利用者数の増加とともに、1日当たりの平均利用者数も増加しています。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数	110,805 人	129,513 人	140,214 人	151,976 人
一日平均利用親子組数	155 組	185 組	191 組	205 組

【計画の見込量に対する実績】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	7 か所	8 か所	8 か所	9 か所
実績値	7 か所	8 か所	8 か所	9 か所

⑥ 一時預かり事業

■一般型

一時預かり事業は、開所日数に比例して利用者数は増加していますが、1日当たりの平均利用者数は微減傾向です。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数	21,385 人	24,286 人	22,714 人	23,275 人
開所日数	4,908 日	6,289 日	6,719 日	6,294 日
1日平均利用者数	4.4 人	3.9 人	3.4 人	3.7 人

【計画の見込量に対する実績】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	23 か所	25 か所	27 か所	30 か所
実績値	21 か所	24 か所	26 か所	25 か所

■幼稚園型

幼稚園在籍児童を対象とする一時預かり事業（預かり保育）は、実施日数及び利用者数が共に増加傾向です。

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間実施日数	平日	197 日	205 日	421 日	475 日
	長期休業日	—	—	101 日	70 日
	休日	55 日	45 日	190 日	175 日
延べ利用者数	平日	3,350 人	2,678 人	3,263 人	3,450 人
	長期休業日 (8 時間未満)	—	—	618 人	1,120 人
	長期休業日 (8 時間以上)	—	—	655 人	194 人
	休日	556 人	339 人	125 人	221 人

注：市内に所在する幼稚園の在籍園児のうち、当市分のみ合計。

【計画の見込量に対する実績】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	10 か所	11 か所	12 か所	14 か所
実績値	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所

⑦ 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、利用者数が減少傾向にあります。

【計画の見込量に対する実績】

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	延べ利用者数	550 人	700 人	850 人	1,000 人
	実施箇所	4 か所	4 か所	4 か所	5 か所
実績値	延べ利用者数	634 人	451 人	556 人	460 人
	実施箇所（病児対応型）	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
	実施箇所（病後児対応型）	—	—	—	—

⑧ ファミリーサポートセンター事業

ファミリーサポートセンター事業は、協力会員の活動回数が増加しており、協力会員一人当たりの活動回数も増加しています。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
協力会員の実活動者数	75 人	69 人	82 人	85 人
協力会員の延べ活動者数	336 人	374 人	407 人	488 人
協力会員の活動回数	2,569 回	2,448 回	2,978 回	3,794 回
協力会員一人当たりの活動回数	34.3 回	35.5 回	36.3 回	44.6 回

【計画の見込量に対する実績】

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	利用会員数	1,440 人	1,570 人	1,700 人	1,830 人
	協力会員数	257 人	280 人	303 人	326 人
実績値	利用会員数	1,164 人	1,154 人	1,165 人	1,210 人
	両方会員数	42 人	42 人	47 人	40 人
	協力会員数	200 人	209 人	202 人	197 人

⑨ 利用者支援事業

利用者支援事業は、特定型(保育コンシェルジュ)及び母子保健型(母子健康包括支援センター)を実施しており、特定型は相談件数が年々増加しています。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
保育コンシェルジュ 相談件数	—	39 件	472 件	687 件
母子健康包括支援センター 妊娠届出時面接	—	—	2,342 件	2,326 件

【計画の見込量に対する実績】

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	特定型・基本型	—	—	—	1 か所
	母子保健型	—	1 か所	1 か所	1 か所
実績値	特定型・基本型	—	—	—	1 か所
	母子保健型	—	—	1 か所	1 か所

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、訪問対象家庭に対する訪問数は例年どおりの状況です。

【計画の見込量に対する実績】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値（訪問数）	2,262 人	2,266 人	2,268 人	2,272 人
実績値（訪問数）	2,326 人	2,257 人	2,258 人	2,277 人

⑪ 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、平成 27 年度から平成 29 年度まで減少傾向です。

【計画の見込量に対する実績】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値（訪問数）	81 人	81 人	82 人	82 人
実績値（訪問数）	161 人	138 人	126 人	276 人(※)

注：訪問時不在は除く。※印は非常勤職員と常勤職員の訪問数の合計としたため参考値。

⑫ 妊婦健診事業

妊婦健診事業は、延べ対象者数に対する延べ受診者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

【計画の見込量に対する実績】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値（延べ対象者数）	31,724 人	31,752 人	31,808 人	31,696 人
実績値（延べ受診者数）	27,770 人	27,160 人	26,430 人	25,705 人

注：計画値（延べ対象者数）は、計画値（妊婦健診対象人数の見込量）×14 回から算出。

(1) 実施事業の評価

① 計画の進捗状況の評価

当市では、毎年「つくば市子ども・子育て会議」において事業の実施状況に関する点検・評価を実施しており、その結果をホームページ等で公表してきました。

② 事業評価

平成30年度の91事業についての評価は、「A：計画を先行して進んでいる」が5.5%、「B：計画どおりに進んでいる」が81.3%、「C：計画に遅れが生じている」が11.0%、「D：計画の見直し等の必要性が生じている」が2.2%です。

また、今後の事業方針では、「i：計画を前倒して実施」が5.5%、「ii：継続」が91.2%、「iii：計画の変更（拡充又は縮小）」が1.1%、「iv：事業の中止又は廃止」が2.2%です。

基本目標		施策の方向性	基本施策	個別事業	(うち重点事業)	延べ担当課	平成30年度評価		%	今後の方針		%
I	子ども・子育て支援の総合的な推進	3	6	29	(18)	33	A	1	3.4	i	1	3.4
							B	18	62.1	ii	25	86.2
							C	8	27.6	iii	1	3.4
							D	2	6.9	iv	2	6.9
II	すべての子どもの健やかな育成・教育環境の整備	3	9	26	(0)	30	A	2	7.7	i	2	7.7
							B	22	84.6	ii	24	92.3
							C	2	7.7	iii	0	0.0
							D	0	0.0	iv	0	0.0
III	どの子どもかがやくきめ細かな事業の充実	3	9	23	(0)	25	A	2	8.7	i	2	8.7
							B	21	91.3	ii	21	91.3
							C	0	0.0	iii	0	0.0
							D	0	0.0	iv	0	0.0
IV	安心して子育てできる地域の環境づくり	3	8	13	(0)	15	A	0	0.0	i	0	0.0
							B	13	100.0	ii	13	100.0
							C	0	0.0	iii	0	0.0
							D	0	0.0	iv	0	0.0
計		12	32	91	(18)	103	A	5	5.5	i	5	5.5
							B	74	81.3	ii	83	91.2
							C	10	11.0	iii	1	1.1
							D	2	2.2	iv	2	2.2

〈評価基準〉

- A：計画を先行して進んでいる
- B：計画どおりに進んでいる
- C：計画に遅れが生じている
- D：計画の見直し等の必要性が生じている

〈今後の事業方針〉

- i：計画を前倒して実施
- ii：継続
- iii：計画の変更（拡充又は縮小）
- iv：事業の中止又は廃止

(2) 重点事業の評価

つくば市子ども・子育て支援プランでは3項目の重点事業を設定して積極的に事業推進を図ってきました。

① 教育・保育施設の整備

保育を必要とするすべての子どもの入所希望に対応し、待機児童の解消を図るとともに、幼児教育に対する多様化した市民ニーズに対応するため、市内の保育所・幼稚園・認定こども園について、公立・私立の特徴をいかし、整備・推進を図りました。

事業名	評価		方針	
保育所	C	計画に遅れが生じている	iii	拡充
幼稚園	B	計画どおりに進んでいる	ii	継続
認定こども園	B	計画どおりに進んでいる	ii	継続

② 地域型保育事業の整備

地域型保育事業には、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業があり、市民の保育ニーズに対応し、施設配置に努めました。

事業名	評価		方針	
小規模保育事業	C	計画に遅れが生じている	ii	継続
その他の地域型保育事業	C	計画に遅れが生じている	ii	継続

③ 地域子ども・子育て支援事業

子どもとその保護者の身近な地域において子ども・子育て支援事業を実施し、教育・保育施設、地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言等に努め、関係機関との連絡調整を図りました。

事業名	評価		方針	
時間外保育事業	C	計画に遅れが生じている	ii	継続
放課後児童健全育成事業	C	計画に遅れが生じている	ii	継続
子育て短期支援事業	B	計画どおりに進んでいる	ii	継続
地域子育て支援拠点事業	B	計画どおりに進んでいる	ii	継続
一時預かり事業（保育所等・幼稚園）	C	計画に遅れが生じている	ii	継続
病児・病後児保育事業	B	計画どおりに進んでいる	ii	継続
ファミリーサポートセンター事業	B	計画どおりに進んでいる	ii	継続
利用者支援事業	B	計画どおりに進んでいる	ii	継続
乳児家庭全戸訪問事業	B	計画どおりに進んでいる	ii	継続
養育支援訪問事業	B	計画どおりに進んでいる	ii	継続
妊婦健診事業	B	計画どおりに進んでいる	ii	継続
実費徴収に係る補足給付を行う事業	D	計画の見直し等の必要性が生じている	iv	中止・廃止
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	D	計画の見直し等の必要性が生じている	iv	中止・廃止

(3) 成果指標の評価

「つくば市子ども・子育て支援プラン」において、市民による当市の子ども・子育て支援施策の総合評価として計画全体の成果指標を設定してします。

「子育てと仕事が両立しているという母親」が増加している一方で、「つくば市は子育てしやすいという人」「子育ては楽しいと思う人」「子育て・教育についての相談・情報提供を良好という人」「子育てしやすい地域環境づくりを良好という人」はいずれも減少しています。

	成果指標項目	当初値	現状値	評価	備考
1	つくば市は子育てしやすいという人の増加	70.5%	59.9%	×	「子育てしやすい」と「どちらかといえば～」の計
2	子育ては楽しいと思う人の増加	69.9%	61.2%	×	「楽しいと感じることのほうが多い」
3	子育てへの不安や負担感を持つ人の減少	52.3%	54.2%	△	「非常に不安や負担を感じる」と「どちらかといえば～」の計
4	子育てと仕事が両立しているという母親の増加	35.7%	46.1%	○	「問題なく両立」と「多少の困難はあるが両立」の計
5	教育・保育サービスを良好という人の増加	64.3%	63.7%	△	「良い」と「まあ良い」の計
6	子どもの健康や医療にかかわる事業を良好という人の増加	68.7%	66.9%	△	「良い」と「まあ良い」の計
7	子育て・教育についての相談・情報提供を良好という人の増加	53.6%	48.5%	×	「良い」と「まあ良い」の計
8	子どもを交通事故や犯罪の危険から守る事業を良好という人の増加	31.0%	28.5%	△	「良い」と「まあ良い」の計
9	子育てしやすい地域環境づくりを良好という人の増加	46.9%	37.2%	×	「良い」と「まあ良い」の計

○=改善 △=横ばい（標本誤差の範囲内の変化） ×=悪化

（注）当初値は「つくば市子育てアンケート・就学前調査結果」（平成25年11月実施）

5 子ども・子育て支援にかかわる課題

(1) 子どもの育ちと子育てを支援する切れ目のない包括的な支援の展開

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況になるなど、子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、保護者の子育ての負担や不安、孤立感が高まっていると考えられます。アンケート調査結果を見ると、半数の保護者が子育てに関して不安や負担を感じており、日常的に、あるいは緊急時・用事の際に子どもを見てもらえ親族・知人がいない保護者も2割弱見られます。こうした家庭における子育てに対する負担や不安、孤立感が深まらないようにするとともに、産後うつや新生児への虐待予防を図るため、産後の初期段階における母子が支援を受けられるよう、妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援体制や子育て親子の交流等を促進する場の提供など、子育て世帯の包括的な支援体制を充実していくことが必要です。

また、貧困が世代を超えて連鎖する、いわゆる貧困の連鎖が問題となっています。当市においても経済的に困難を抱える子育て世帯が一定数見られ、また、アンケート調査結果によると、子育てに関して日常悩んでいることや気になることとして、「子育てで出費がかさむこと」が最も高くなっています。経済的に困難を抱える子育て世帯を、適切な支援やサービスに結び付けるとともに、地域の支援者と連携しながら、子どもの貧困の連鎖を断ち切るための環境整備が必要です。

さらに、各種相談窓口での相談において、子どもの発達相談の件数が増加しています。当市としても早期発見・早期支援に取り組んでいますが、発達支援の専門機関を中心としたフォロー体制の更なる充実が必要です。

○子ども・子育て会議において指摘された課題

- ・市内での出産を可能とする分娩施設の確保
- ・一時預かり事業の拡充
- ・病児・病後児保育事業の方向性についての検討
- ・利用者支援のあり方の検討
- ・利用者支援における子育て総合支援センターの位置付けと役割についての再検討
- ・障害児保育事業の充実
- ・乳幼児の発達支援体制の確立
- ・相談事業の高度化
- ・児童虐待防止に向けた総合的な取組
- ・困難な状況に置かれた子どもを救うシステムの構築
- ・「心のゆとり」を生み出す支援の提供
- ・各種講座・教室の充実
- ・家庭教育学級のあり方、役割についての再検討
- ・父親、祖父母等、母親以外の子育て力・教育力向上のための取組
- ・「子育て情報システム」「子育て便利帳」など、情報提供事業の改善

(2) 幼児教育・保育の量的拡充と質の向上

女性の年齢別労働力率を見ると、「M字カーブ」は以前に比べて緩やかであることから、共働き世帯が増加しています。アンケート調査結果においても、フルタイムで就労している母親が増加しており、また、就労していない母親も今後の就労を希望する人が多くなっているなど、母親の就労意向は高まっています。それに伴い、保育ニーズが高まっており、特に低年齢児における保育利用が求められています。現在発生している待機児童を解消する取組を継続するとともに、地域ごとの子どもの数の動向や保護者の保育の利用希望の傾向を見据えて、保育ニーズの変化に対応していくことが必要です。

また、教育・保育事業を選ぶ基準として、家からの距離に次いで、「保育・教育の方針や内容がよい」、「職員の対応がよい」等の質に関するニーズが高くなっており、幼児教育・保育の量の確保とともに、質の向上にも取り組むことが必要です。

○子ども・子育て会議において指摘された課題

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・幼児教育・保育需要の地域的アンバランスへの対応・保育士・幼稚園教諭の確保、資質の向上・公立幼稚園のあり方・役割の再検討・小規模保育事業の検証、その支援とあり方の再検討 | <ul style="list-style-type: none">・幼児教育・保育の無償化への対応・平成31年3月に策定した「つくば保育の質ガイドライン」の有効活用・就学前教育の充実と幼保小の円滑な接続 |
|---|--|

(3) 地域や放課後における子どもの居場所づくり

女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれ、待機児童を解消し、いわゆる「小1の壁」を打破するためには、放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠となっています。

アンケート調査結果によると、保護者の約4割が低学年時に放課後過ごさせたい場所に児童クラブを挙げるとともに、市に力を入れてほしい事業や対策についても児童クラブの充実を求める声が増加しており、放課後児童クラブの拡充による待機児童の解消が必要です。

また、子どもの放課後に必要なものとして、「大人の見守りによる安全・安心な居場所」や「学びのきっかけとなる体験活動」などの希望が高く、地域や放課後において子どもが安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所を確保していくことが必要です。

○子ども・子育て会議において指摘された課題

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・児童クラブのあり方の検討・放課後子供教室事業のあり方の全面的再考・児童館の機能の充実・再検討・地域交流センター、図書館の利活用 | <ul style="list-style-type: none">・自然体験、社会体験等、子どもの体験の機会の拡充・通学路等の安全確保・「まちづくり」を視野に入れた「子ども・子育て支援プラン」の策定 |
|---|--|



第3章 計画の理念・基本目標

1 基本理念

子どもは、未来に生き、未来の社会をつくる存在です。子どもたちの未来を拓く力を育むことは、子どもたち自身にとっても、また、社会にとっても重要な課題です。

子どもたちの未来を拓く力を育むためには、子どもたちの生命・暮らし・育ちを確かなものとする必要があります。子どもたちの生命・暮らし・育ちに関わる環境を整備・充実させ、権利を保障し、子どもたち一人ひとりの現在（いま）を未来（あした）につなげていくことが不可欠です。

つくばは、現在を未来につなげる力のあるまちです。つくばに住む人々は、すべての子どもが、それぞれに、未来を拓く力を身につけ、一人の人間として生涯を送るとともに、未来の社会の担い手となることを望んでいます。

当市では、市民と共に力を合わせて、子育て、保育、教育、地域等の環境の整備・充実を図り、これから生まれる子どもも含めたすべての子どもが健やかに暮らし、育つ権利を保障することで、子どもたちがそれぞれに自身の未来を拓きつつ、共に未来の社会を担うことのできるまちづくりを進めます。

[基本理念]

共に、未来を拓く力をすべての子どもに育むまち



本計画においては、『つくば市未来構想』における目指すまちの姿や『つくば市 SDGs 未来都市計画』における子どもの未来の方向性の考え方などを踏まえ、基本理念を具現化するために各施策を実施していきます。

2 計画の基本目標

基本理念の実現に向け、子育て世代のライフステージを視野に入れながら、3つの基本目標を掲げ、施策を展開していきます。

基本目標Ⅰ たしかな生命（いのち）と元気を育む

～安心して産み育てられる子育て環境の充実～

乳児期や幼児期は、子どもの生涯にわたる成長・発達の基礎を培い、未来を拓く力につながる生命力と活力を養う重要な時期です。家庭における子育ての環境によって、その育ちが阻害されることがないように妊娠期からの支援が重要であるとともに、子育て家庭が様々な悩みや不安を感じたときに孤立して子育ての力を失ってしまわないように継続的に、また周囲の力によって、関係を保つ必要があります。

そこで、妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

基本目標Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

～幼児教育・保育の環境の充実～

幼児教育・保育施設は、子どもが周囲の人々から見守られるなかで、日々、楽しく、安心して暮らす場であると同時に、そこでの学びを通じて、生涯にわたる人間形成の基礎を培い、望ましい未来に向けて自らの力を試し、確かめ、培う場である必要があります。また、そのことで、義務教育以降の教育を受け入れる素地も形づくられます。

そこで、利用希望に対応しつつ幼児教育・保育の場を確保する「量の拡充」と、つくば保育の質ガイドライン等を活用した「質の向上」の両輪で幼児教育・保育の環境の充実を図ります。

基本目標Ⅲ 主体的にして広く豊かな経験を育む

～地域や放課後等における子どもの活動環境の充実～

学童期は、幼児期の発達的特徴を残しつつ、青年期の発達的特徴が芽生える時期であり、子どもの活動の場も広がってきます。そして、広がった活動の場で様々な経験を積むことで、自主性や社会性など、自身の、そして社会の未来を拓く力を身につけていくこととなります。

そこで、市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実を図ります。



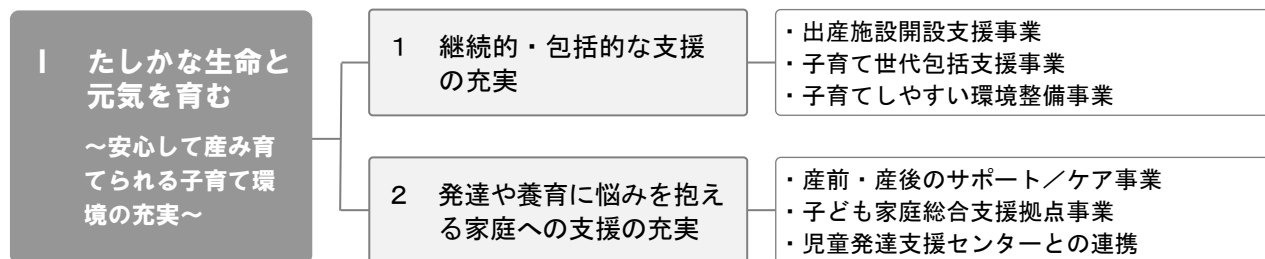
第4章 施策の展開

基本目標と事業の体系

[基本目標]

[基本方針]

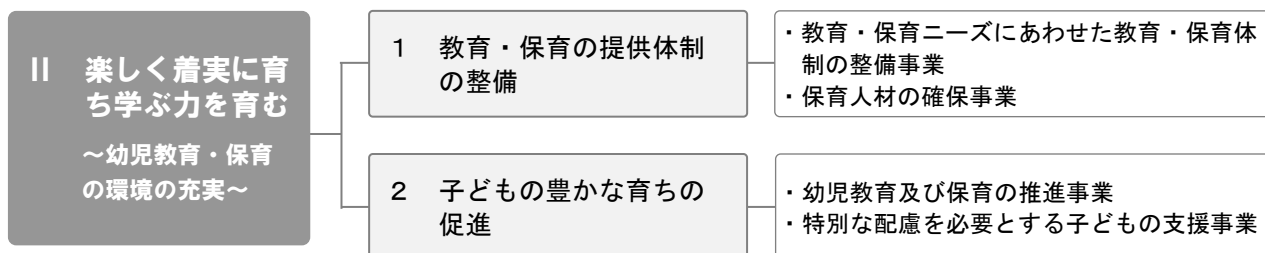
[基本事業]



[基本目標]

[基本方針]

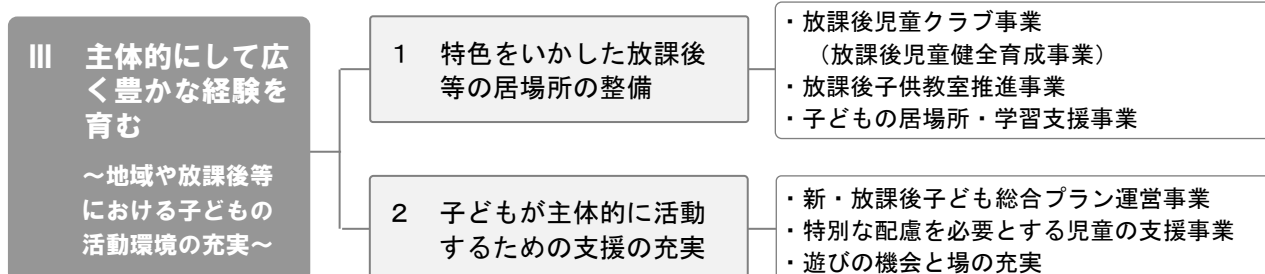
[基本事業]



[基本目標]

[基本方針]

[基本事業]



基本目標 I

たしかな生命と元気を育む

【目標】

妊娠期・出産期・子育て期のそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援、地域や子育て親子同士による支え合いの支援など、子どもの成長・発達を視野に社会が一体となって子どもを育てる機運を盛り上げ、包括的な子育て環境の充実を図ります。

【目標値】

指標	
つくば市は子育てしやすいまちだと思う保護者の割合	
計画策定時	目標（令和6年度）
59.9%	70.5%

指標	
子育てに関して非常に不安や負担などを感じている保護者の割合	
計画策定時	目標（令和6年度）
9.2%	6.2%

【基本方針】

[基本目標]

[基本方針]

I たしかな生命と元気を育む
～安心して産み育てられる子育て環境の充実～

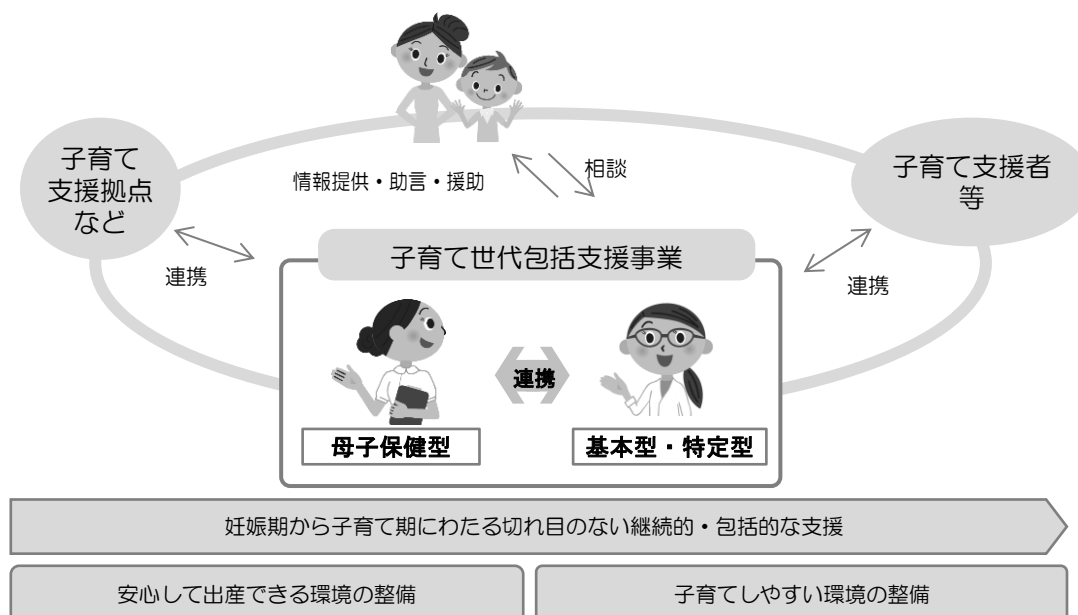
1 継続的・包括的な支援の充実

○市内で安心して出産できる環境の充実を図るとともに、親子の状況を把握し、適切な支援につなげる母子保健事業と身近な場所で親子に寄り添いながら実施する子育て支援事業のそれぞれを、関係機関が連携して、継続的・包括的に行います。

2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実

○すべての子どもが心身共に豊かな乳幼児期を送れるように、心身の健康状態、障がいの有無等を早期に把握し、適切な支援につなげるための連携体制の強化を図ります。

基本方針1 継続的・包括的な支援の充実



【 取組 】

① 出産施設開設支援事業

○市内の分娩施設での出産を希望する妊婦が市内で出産できるように、分娩施設開設や増床に対する費用の一部助成等の支援を行います。

② 子育て世代包括支援事業

○予防的な視点を基本とし、あかちゃん訪問等の訪問型（アウトリーチ型）と健康診査等の参加型（デイサービス型）、2つの型による様々な方法を用いて親子の状況を把握し、必要に応じて相談・援助を行うなどして、適切な支援につながる母子保健事業を実施します。

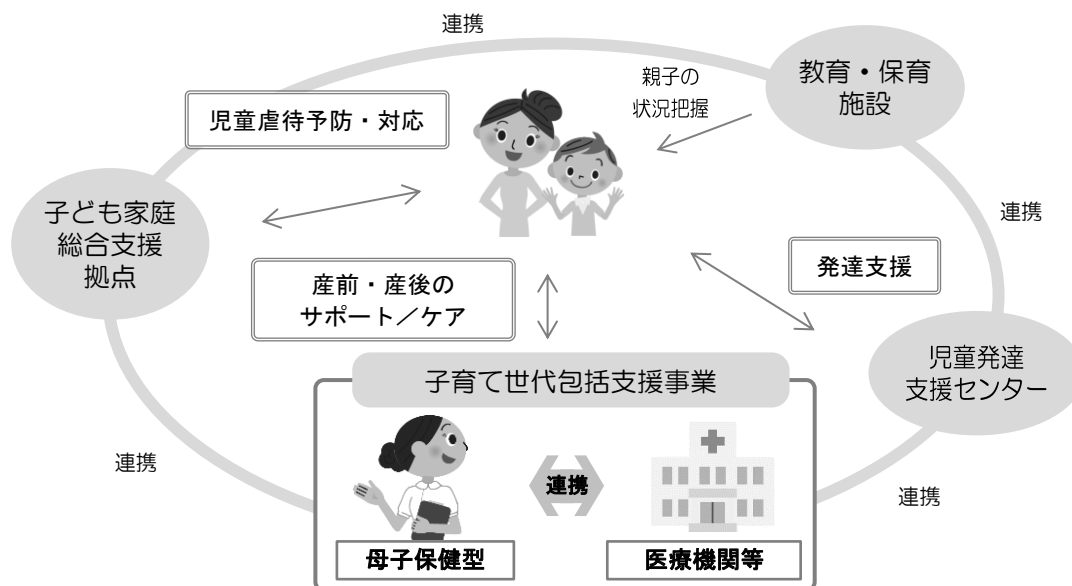
○地域子育て支援拠点など身近な場所で情報を提供したり、地域で活動する子育て支援者等の協力を得たりしながら、制度の谷間で必要な支援を受けることができずにいる親子を支援につなげる子育て支援事業を実施します。

○母子保健事業と子育て支援事業に関わる機関の連携・協力を得て、利用者支援事業の「母子保健型」と「基本型・特定型」が連携した子育て世代包括支援事業によって継続的・包括的な支援の推進を図ります。

③ 子育てしやすい環境整備事業

○保護者の突発的な事情などにより保育が必要となった場合のために子どもを一時的に預かる事業の充実や、あかちゃんの駅の設置等の安心して外出できる環境の整備を図ります。

基本方針2 発達や養育に悩みを抱える家庭への支援の充実



【取組】

①産前・産後のサポート／ケア事業

○妊産婦が持つ不安や悩みを軽減するために、産婦人科等の医療機関や助産所に来所してもらう参加型（デイサービス型）の産後ケアや、家庭を訪問する訪問型（アウトリーチ型）の養育支援訪問によって、傾聴や相談（寄添い）を行うとともに、助産師や保健師等による専門的な支援やケアを行います。

②子ども家庭総合支援拠点事業

○家庭児童相談の増加・内容の複雑化に対応したり、虐待から子どもを守ったりするために、子ども家庭総合支援拠点を設置することにより、専門的な相談・支援体制の整備を行います。それにより、すべての子どもとその家庭及び妊産婦に必要なサービスにつなぐソーシャルワークの機能を果たすとともに、関係機関と連携して子育ての孤立化、養育困難等の子育て家庭の状況を把握しながら支援していきます。

③児童発達支援センターとの連携

○子育て世代包括支援事業や保育所等で把握した発達が気になる子どもについて、子どもとその家族を適切な支援につなげるとともに、児童発達支援センターの設置にあわせて連携の強化を図ります。

基本目標Ⅱ

楽しく着実に育ち学ぶ力を育む

【目標】

利用希望に対応しつつ幼児教育・保育の場を確保するとともに、つくば保育の質ガイドライン等を活用しながら場の整備を行い、「量の拡充」「質の向上」の両輪で幼児教育・保育の環境の充実を図ります。

【目標値】

指標	
保育所等の待機児童ゼロ (4月1日時点)	
計画策定時	目標(令和6年度)
131人	0人

指標	
保育所・幼稚園を含めた保育サービスを良好と思う保護者の割合	
計画策定時	目標(令和6年度)
63.7%	68.0%

【基本方針】

[基本目標]

[基本方針]

Ⅱ 楽しく着実に育ち学ぶ力を育む
～幼児教育・保育の環境の充実～

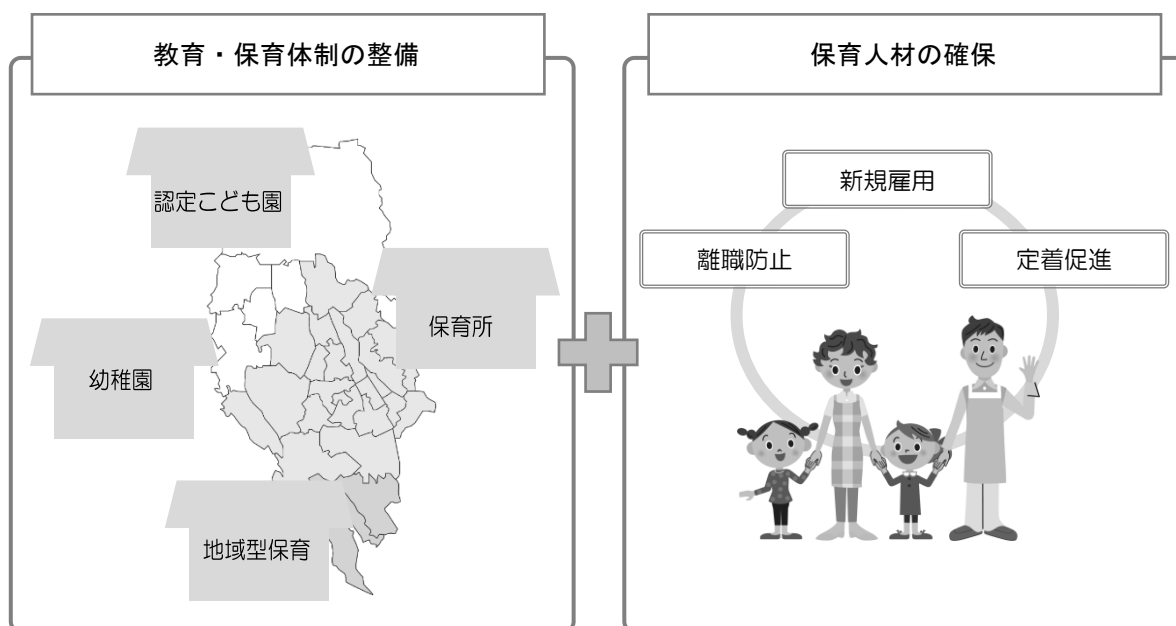
1 教育・保育の提供体制の整備

○喫緊の課題である認可保育所等における待機児童の解消とともに、幼児教育・保育の無償化によるニーズの変化に対応するために、計画的に教育・保育施設及び地域型保育事業の整備を行い、幼児教育の提供体制及び保育の提供体制の整備を行います。

2 子どもの豊かな育ちの促進

○義務教育やその後の教育の基礎を培い、知識やIQなどの認知能力だけでなく、根気強さ、注意深さ、意欲、他の人とうまく関わる力などの非認知能力の育成においても重要な役割を果たす幼児教育を推進するとともに、すべての子どもの心と体の豊かな育ちや学びのための推進体制の充実を図ります。

基本方針1 教育・保育の提供体制の整備



【 取組 】

①教育・保育ニーズにあわせた教育・保育体制の整備事業

○喫緊の課題である待機児童の解消を図るため、産休明けに求められる保育ニーズを的確に把握したり、地域ごとの保育ニーズの特徴を詳細に把握したりしながら、各種保育施設や地域型保育事業の特徴をいかした保育体制の整備を行います。

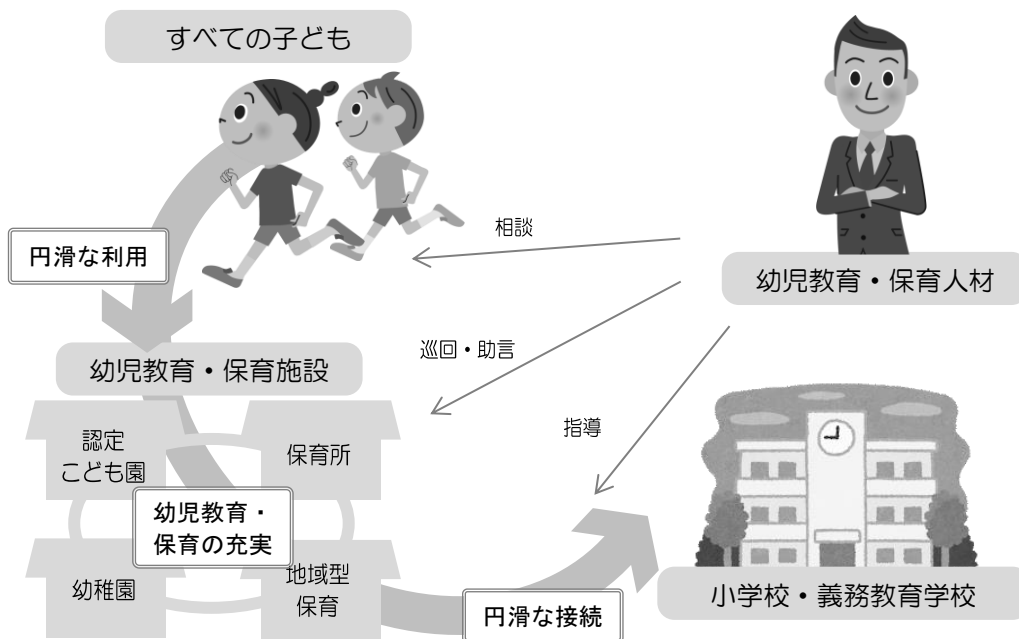
○利用希望を勘案し、公立・私立の特徴をいかしつつ、計画的に幼稚園・認定こども園の配置・定員管理を行います。

②保育人材の確保事業

○保育士や保育教諭、幼稚園教諭を確保するため、保育士等の処遇改善等を実施します。

○保育者に選ばれ長く働くことができる保育所等となるように、保育者の適正な配置と良好な労働環境の確保ができるような支援を行います。

基本方針2 子どもの豊かな育ちの促進



【取組】

① 幼児教育及び保育の推進事業

○幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの姿（※）に向けて、つくば保育の質ガイドラインの活用、幼児教育の指針の制定、幼児教育及び保育に関して高い専門性を有する人材の活用等を図ります。加えて、保育所・幼稚園から小学校・義務教育学校への円滑な移行が可能となるよう、関係機関の連携を強化します。

② 特別な配慮を必要とする子どもの支援事業

○国際化の進展に伴い増加している海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国につながる幼児が、円滑に教育・保育施設等の利用ができるよう保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等に対して受入れ支援を行います。

○発達が気になる子どもが円滑に教育・保育施設等の利用ができるように保護者への利用者支援を行うとともに、教育・保育施設等が専門的な知識・技術による支援を受けられるように、児童発達支援センターとの連携を図ります。

※幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの姿（茨城県就学前教育・家庭教育推進ビジョン 平成29年3月）

- ① 健康な心と体で豊かに遊ぶ子ども
- ② 自分のことを自分で行おうとする子ども
- ③ 早寝早起き朝ごはんなどの生活習慣を身に付け、あいさつのできる子ども
- ④ 自然と触れ合い、命を大切にする子ども
- ⑤ 自分や家族を大切にしながら他者を思いやるとともに、約束やルールを守ろうとする子ども
- ⑥ 生活や遊びを通じた物事（物の性質や数量、図形、文字、標識等）への関心・感覚をもつ子ども
- ⑦ 豊かな感性とそれを表現できる言葉などをもち、自分の考えや思いを様々な方法で伝えようとする子ども

基本目標Ⅲ

主体的にして広く豊かな経験を育む

【目標】

市民の協力を得ながら当市の特色を生かした多様な体験・交流活動を用意するなどして、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、子どもたちが安全・安心に過ごせると同時に主体的に活動できる環境の充実を図ります。

【目標値】

指標	
放課後児童クラブ待機児童ゼロ (5月1日時点)	
計画策定時	目標(令和6年度)
119人	0人

指標	
放課後の子どもの生活を豊かにする事業が良好だと思える保護者の割合	
計画策定時	目標(令和6年度)
48.3%	53.0%

【基本方針】

[基本目標]

[基本方針]

Ⅲ 主体的にして広く豊かな経験を育む

～地域や放課後等における子どもの活動環境の充実～

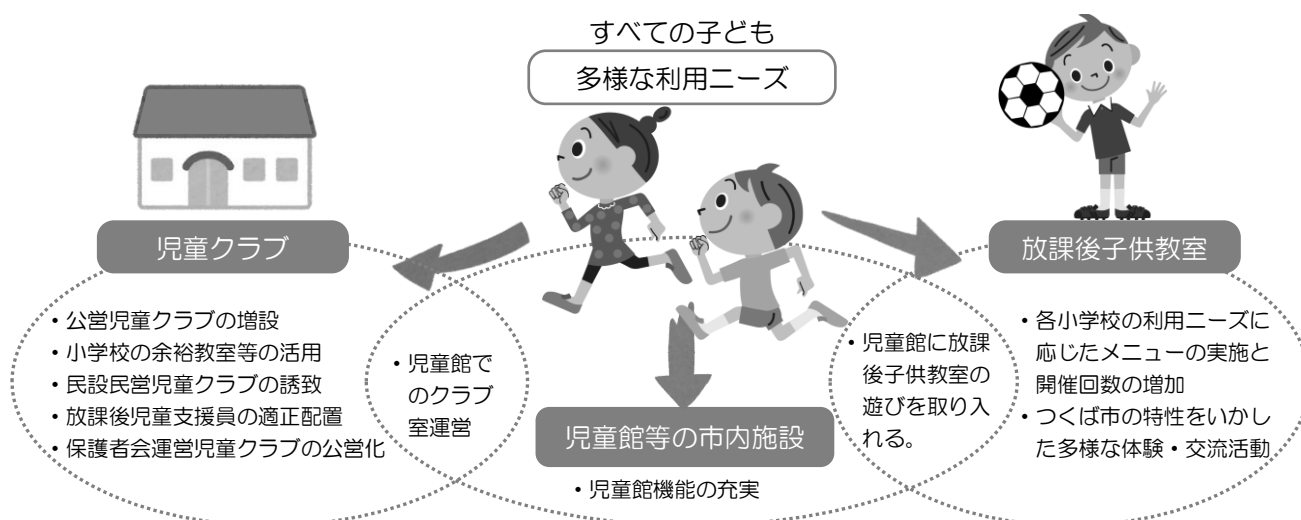
1 特色をいかした放課後等の居場所の整備

○保育を必要とするすべての子どもが利用できるよう放課後児童クラブの整備を進めるとともに、すべての子どもが安全・安心で主体的な遊びと学びの活動ができるよう、市民と力をあわせて当市の特色をいかした放課後等の居場所の整備を図ります。

2 子どもが主体的に活動するための支援の充実

○子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進するため、放課後児童クラブの従事者や放課後子供教室の参画者の連携を支援するとともに、特別な配慮を必要とする児童の受入れを支援します。

基本方針1 特色をいかした放課後等の居場所の整備



【 取組 】

①放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

○つくばエクスプレス沿線開発による急速な人口増加に伴い、当市の放課後児童クラブニーズが高まり、待機児童や床面積要件超過の課題が生じているため、国の面積要件（児童一人当たり 1.65 m²以上）に従い、児童クラブ室の増設や小学校の余裕教室等を活用するなどし、待機児童や床面積要件超過の課題を解決していきます。また、民設民営児童クラブの積極的な誘致を行い、多様な利用ニーズに対応していきます。

○子ども一人ひとりの「遊びの場」や「生活の場」である放課後児童クラブにおいて、子どもの自主性と社会性の向上をより一層図るため、国の基準に従って放課後児童支援員の適正配置を推進していきます。また、放課後児童支援員の雇用確保策として、研修機会の拡大や民営児童クラブに対する処遇改善の補助金を拡大していきます。

②放課後子供教室推進事業

○放課後子供教室の事業拡充のため、市民ボランティアの掘り起こしや人材育成等に努めるとともに、子どもたちにとって放課後の魅力的な選択肢となるように、科学技術、国際性、自然環境等の当市の特色をいかして、研究機関・市民団体等との連携・協力により、多様な体験・交流活動の充実を図ります。

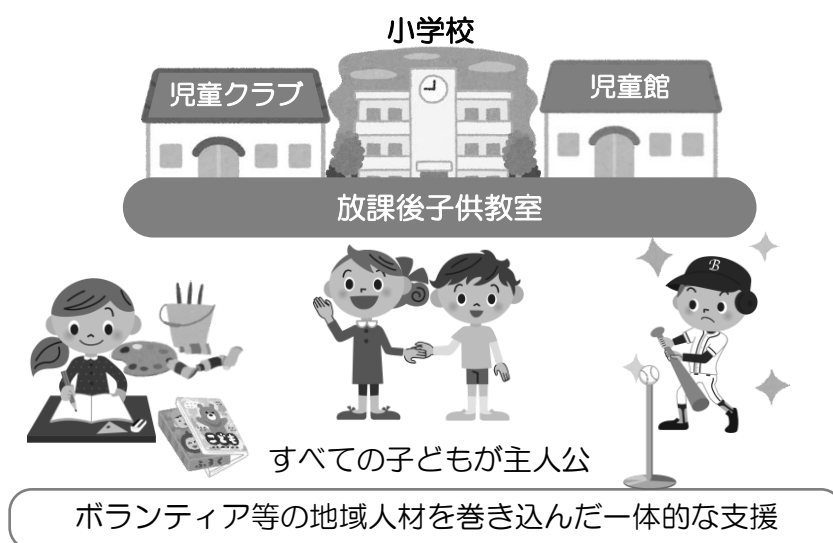
○当市では、市内に各地域のニーズに応えるべく多数の児童館があり、放課後子供教室と同様に、様々な体験活動等の行事を実施して、この事業の一役を担っています。よって、計画期間内においては、放課後子供教室の専門の講師による魅力的な行事を児童館でも取り入れ、より一層、子どもたちの放課後の充実を図っていきます。

○児童館のない小学校区では、子どもたちの居場所づくりのために、事業の推進をより一層強めていく必要があり、各小学校の利用ニーズに応じた放課後子供教室のメニューを実施するとともに、開催回数を増やしていきます。

③子どもの居場所・学習支援事業

○経済的に困難を抱える世帯の子どもに対する支援として、地域や実施団体、大学、学校等と連携しながら、学習支援や安心できる居場所の提供を行います。

基本方針 2 子どもが主体的に活動するための支援の充実



【 取組 】

①新・放課後子ども総合プラン運営事業

- 放課後のすべての子どもが主人公となり、多様な体験・活動を行うことができるよう、こども部、教育局及び学校が一体となって放課後対策の共通理解や情報共有を図るとともに、ボランティア等の地域人材を巻き込んで、放課後の居場所づくりを推進していきます。
- 当市は、全国的に見ても多数の児童館を有しており、児童館のある小学校区では、児童館の機能を活用し、施設内で放課後児童クラブの運営及び行事や遊び等を実施することで、新・放課後子ども総合プランを実践しています。今後もプランの強化のため、児童館の他の機能との調整を図りつつ、児童クラブ室の増築による定員拡大や放課後子供教室で実施する魅力的な遊び等の導入によって、小学生の放課後に関わる児童館機能の充実を図っていきます。
- 児童館のない小学校区について、子どもたちの居場所づくりのために、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携をより一層強めていく必要があり、放課後子供教室の開催数の増加に努めるとともに、児童クラブ員を含めた子どもたちが主体的に参加できるよう、学校の施設利用を促進したり、職員間の情報共有や連携を密にしていきます。
- 平成 30 年度に開校した 3 義務教育学校（学園の森・みどりの学園・秀峰筑波）では、学校敷地内又は近接地の児童クラブ専用施設で、放課後児童クラブの運営と放課後子供教室の定期開催を一体的又は連携して実施しています。つくばエクスプレス沿線開発に伴う新設予定の小学校についても、3 義務教育学校の実施モデルを参考に、放課後の居場所づくりに努めていきます。
- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な実施を推進するために、地域住民への呼びかけや地域ボランティアを募るなど、地域の実情を把握している人材の掘り起こしや育成支援を行っていき、地域全体を巻き込んだ事業展開を目指します。

②特別な配慮を必要とする児童の支援事業

○障がいのある児童、医療的ケアが必要な児童、虐待やいじめを受けた児童及び外国につながる児童等が、主体的に活動を行える放課後の居場所づくりを目指していきます。そのために学校や専門性を有する関係機関と連携を密にし、児童の情報や近況を把握するなどし、受入れ体制を構築していきます。

③遊びの機会と場の充実

○プレイパーク等、子どもが自由にのびのびと遊べるような機会・場所を提供し、子どもやその保護者が安全に安心して過ごせる環境を整備します。

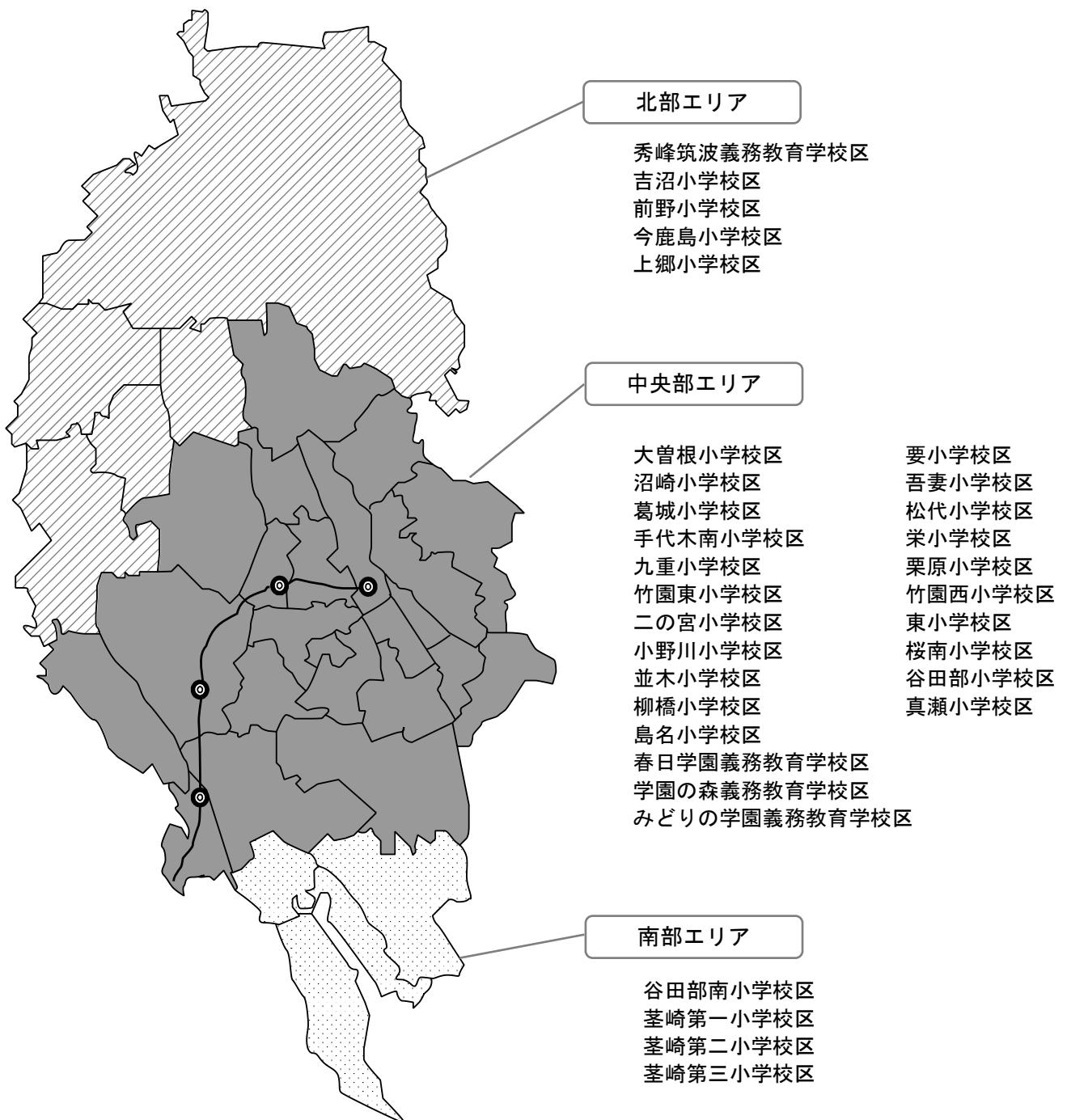


第5章 重点事業

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条及び「基本指針」では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を設定することとされています。

当市の認可保育所等の申込率やつくばエクスプレス沿線地域の待機児童の発生状況を勘案し、教育・保育提供区域の基本区域として3つのエリアを設定します。



また、地域子ども・子育て支援事業については、事業ごとの性格や特徴から提供区域を定めます。

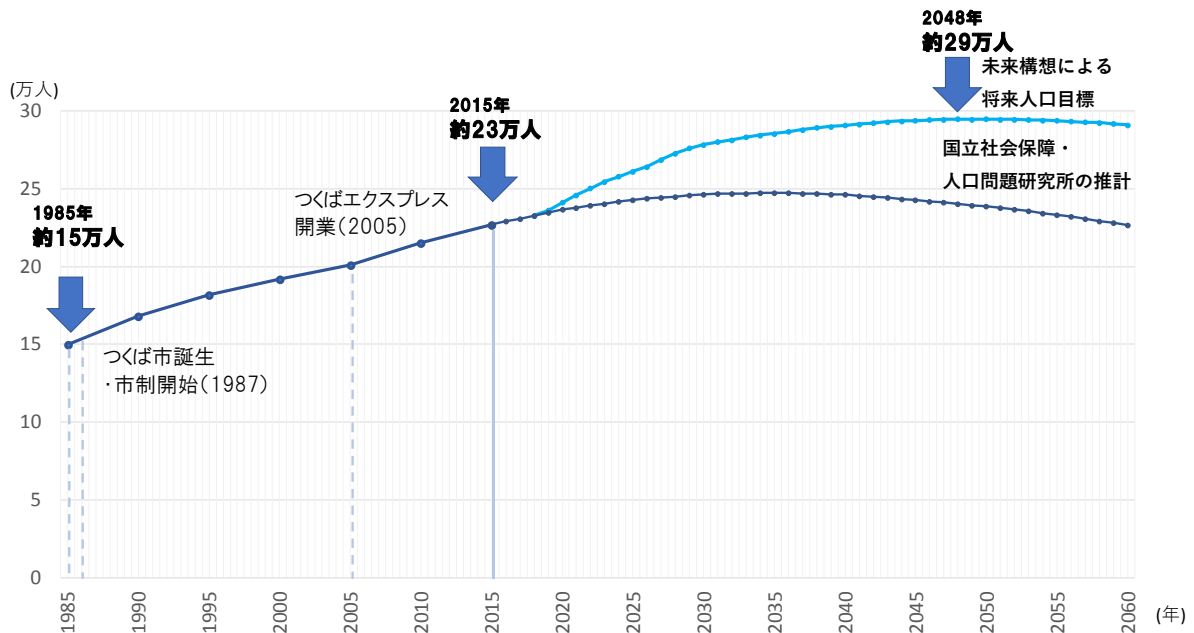
- 1) 教育・保育施設、地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く）及び教育・保育施設と一体的な性格をもつ時間外保育事業は基本区域とします。
- 2) その他の事業は事業の性格から、市全域での提供事業とします。

【 事業ごとの提供区域 】

区分	事業	基本目標	区域	備考
教育・保育施設	保育所	Ⅱ	基本区域	
	幼稚園	Ⅱ		
	認定こども園	Ⅱ		
地域型保育事業	小規模保育事業	Ⅱ	基本区域	
	家庭的保育事業	Ⅱ		
	事業所内保育事業	Ⅱ		
	居宅訪問型保育事業	Ⅱ	市全域	
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	Ⅰ	市全域	
	地域子育て支援拠点事業	Ⅰ	市全域	
	一時預かり事業	Ⅰ	市全域	
	病児保育事業	Ⅰ	市全域	
	子育て援助活動支援事業	Ⅰ	市全域	
	子育て短期支援事業	Ⅰ	市全域	
	乳児家庭全戸訪問事業	Ⅰ	市全域	
	妊婦健診事業	Ⅰ	市全域	
	養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業	Ⅰ	市全域	
	時間外保育事業	Ⅱ	基本区域	教育・保育施設との連携
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	Ⅱ	市全域	
	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	Ⅱ	市全域	
	放課後児童健全育成事業	Ⅲ	市全域	
	放課後子供教室	Ⅲ	市全域	

2 人口の見込み

人口の将来展望は、「つくば市未来構想等改定 中間取りまとめ案」（令和元年5月30日公表）の人口ビジョンの推計値によると、これまでの人口推移やつくばエクスプレス沿線の市街地開発等を踏まえ、各開発地区での定着見込みを考慮し、加えて、社会増と自然増の両方で積極的な政策を行うことによる定着人口の維持及び自然増加によって、2048年に約29万人のピークを迎えると推計しています。



本計画の計画期間の人口の見込みは、上記の人口ビジョンの推計値から各年の0～11歳までの年齢ごとに次のとおり見込みます。

【市全体】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	2,102	2,133	2,169	2,213	2,235
1歳	2,262	2,303	2,335	2,394	2,417
2歳	2,483	2,423	2,460	2,507	2,554
3歳	2,475	2,602	2,532	2,597	2,626
4歳	2,568	2,593	2,721	2,670	2,712
5歳	2,483	2,684	2,535	2,547	2,377
6歳	2,592	2,457	2,627	2,521	2,546
7歳	2,641	2,522	2,356	2,560	2,477
8歳	2,381	2,597	2,448	2,325	2,538
9歳	2,597	2,316	2,491	2,386	2,282
10歳	2,371	2,515	2,375	2,632	2,607
11歳	2,595	2,337	2,601	2,361	2,663
合計	29,550	29,482	29,650	29,713	30,034

【 北部エリア 】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	155	166	177	189	200
1歳	166	179	190	204	216
2歳	183	189	200	214	228
3歳	182	202	206	222	234
4歳	189	201	222	228	242
5歳	234	242	217	207	183
6歳	245	221	225	205	196
7歳	249	226	202	207	190
8歳	225	234	209	189	195
9歳	245	208	213	194	175
10歳	270	275	250	267	254
11歳	295	256	274	239	259
合計	2,638	2,599	2,585	2,565	2,572

【 中央部エリア 】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	1,842	1,852	1,865	1,884	1,884
1歳	1,983	1,999	2,008	2,039	2,038
2歳	2,177	2,103	2,115	2,135	2,155
3歳	2,170	2,258	2,178	2,211	2,215
4歳	2,251	2,251	2,340	2,274	2,287
5歳	2,088	2,276	2,169	2,198	2,070
6歳	2,179	2,084	2,248	2,176	2,217
7歳	2,222	2,141	2,016	2,211	2,158
8歳	2,002	2,203	2,095	2,007	2,210
9歳	2,184	1,965	2,132	2,059	1,988
10歳	1,901	2,038	1,944	2,175	2,175
11歳	2,081	1,893	2,129	1,952	2,222
合計	25,080	25,063	25,239	25,321	25,619

【 南部エリア 】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	105	115	127	140	151
1歳	113	125	137	151	163
2歳	123	131	145	158	171
3歳	123	142	148	164	177
4歳	128	141	159	168	183
5歳	161	166	149	142	124
6歳	168	152	154	140	133
7歳	170	155	138	142	129
8歳	154	160	144	129	133
9歳	168	143	146	133	119
10歳	200	202	181	190	178
11歳	219	188	198	170	182
合計	1,832	1,820	1,826	1,827	1,843

3 教育・保育の見込量と確保方策

(1) 市全体の教育・保育の見込量と確保方策

エリアごとの人口の見込みとニーズ調査から算出した教育・保育の見込量を勘案して、教育・保育施設の新設や定員増を基本とした確保量の拡充を図ります。

特に、待機児童が発生しているエリアにおいては、待機児童の早期解消に向けて地域型保育事業の追加整備を行う等の対策を強化します。満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者との円滑な連携が可能となるように支援します。

また、引き続き、教育・保育の一体的・連続的な提供を可能とする認定こども園の普及促進を図ります。

計画期間である令和2年度から令和6年度(令和7年4月1日を含む)における、市全体の教育・保育の見込量と確保方策は次頁に示すとおりです。

【令和2年度～令和7年度】

(単位：人)

年度	区分	1号認定	2号認定		3号認定		
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳児	1・2歳児	
令和2年度	①量の見込み	2,695	1,037	3,618	505	2,454	
	②確保方策	特定教育・保育施設	3,631	365	3,849	760	2,260
		確認を受けない幼稚園	1,370	40			
		特定地域型保育事業				41	105
		企業主導型保育施設の地域枠			78	36	87
	③確保見込量(②の合計)	5,001	405	3,927	837	2,452	
過不足(③-①)	2,306	△632	309	332	△2		
令和3年度	①量の見込み	2,567	1,037	3,748	539	2,561	
	②確保方策	特定教育・保育施設	3,661	410	4,203	781	2,445
		確認を受けない幼稚園	1,370	40			
		特定地域型保育事業				47	137
		企業主導型保育施設の地域枠			78	36	87
	③確保見込量(②の合計)	5,031	450	4,281	864	2,669	
過不足(③-①)	2,464	△587	533	325	108		
令和4年度	①量の見込み	2,441	1,037	3,876	573	2,669	
	②確保方策	特定教育・保育施設	3,661	410	4,383	790	2,526
		確認を受けない幼稚園	1,370	40			
		特定地域型保育事業				59	201
		企業主導型保育施設の地域枠			78	36	87
	③確保見込量(②の合計)	5,031	450	4,461	885	2,814	
過不足(③-①)	2,590	△587	585	312	145		
令和5年度	①量の見込み	2,315	1,037	4,004	607	2,779	
	②確保方策	特定教育・保育施設	3,691	455	4,503	799	2,604
		確認を受けない幼稚園	1,370	40			
		特定地域型保育事業				71	265
		企業主導型保育施設の地域枠			78	36	87
	③確保見込量(②の合計)	5,061	495	4,581	906	2,956	
過不足(③-①)	2,746	△542	577	299	177		
令和6年度	①量の見込み	2,191	1,037	4,130	641	2,889	
	②確保方策	特定教育・保育施設	3,691	455	4,683	808	2,685
		確認を受けない幼稚園	1,370	40			
		特定地域型保育事業				83	329
		企業主導型保育施設の地域枠			78	36	87
	③確保見込量(②の合計)	5,061	495	4,761	927	3,101	
過不足(③-①)	2,870	△542	631	286	212		
令和7年度	①量の見込み	2,067	1,037	4,256	676	3,000	
	②確保方策	特定教育・保育施設	3,721	500	4,803	817	2,763
		確認を受けない幼稚園	1,370	40			
		特定地域型保育事業				95	393
		企業主導型保育施設の地域枠			78	36	87
	③確保見込量(②の合計)	5,091	540	4,881	948	3,243	
過不足(③-①)	3,024	△497	625	272	243		

注：4月1日時点

(2) エリア別の教育・保育の見込量と確保方策

① 北部エリア

認可保育所等への申込状況と待機児童の発生状況に留意しながら、北条保育所の整備のほか、中央部エリアにある認可保育所等の利用等により対応を図ります。(単位:人)

年度	区分	1号認定	2号認定		3号認定		
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳児	1・2歳児	
令和2年度	①量の見込み	169	122	307	14	203	
	②確保方策	特定教育・保育施設	280		509	33	178
		確認を受けない幼稚園	420				
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量(②の合計)	700	0	509	33	178	
過不足(③-①)	531	△ 122	202	19	△ 25		
令和3年度	①量の見込み	169	122	307	14	203	
	②確保方策	特定教育・保育施設	280		563	36	204
		確認を受けない幼稚園	420				
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量(②の合計)	700	0	563	36	204	
過不足(③-①)	531	△ 122	256	22	1		
令和4年度	①量の見込み	169	122	307	14	203	
	②確保方策	特定教育・保育施設	280		563	36	204
		確認を受けない幼稚園	420				
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量(②の合計)	700	0	563	36	204	
過不足(③-①)	531	△ 122	256	22	1		
令和5年度	①量の見込み	169	122	307	14	203	
	②確保方策	特定教育・保育施設	280		563	36	204
		確認を受けない幼稚園	420				
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量(②の合計)	700	0	563	36	204	
過不足(③-①)	531	△ 122	256	22	1		
令和6年度	①量の見込み	169	122	307	14	203	
	②確保方策	特定教育・保育施設	280		563	36	204
		確認を受けない幼稚園	420				
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量(②の合計)	700	0	563	36	204	
過不足(③-①)	531	△ 122	256	22	1		
令和7年度	①量の見込み	169	122	307	14	203	
	②確保方策	特定教育・保育施設	280		563	36	204
		確認を受けない幼稚園	420				
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量(②の合計)	700	0	563	36	204	
過不足(③-①)	531	△ 122	256	22	1		

注: 4月1日時点

② 中央部エリア

定員 90 人規模の保育所の整備を基本として、事業者からの提案状況を勘案しながら、確保見込量を満たすよう地域型保育事業の整備も含めて柔軟に対応していきます。

待機児童が発生している1歳児・2歳児について、令和4年4月1日までに1歳児 156 人分・2歳児 180 人分を、令和7年4月1日までに1歳児 360 人分・2歳児 405 人分を確保するようにします。

(単位：人)

年度	区分	1号認定	2号認定		3号認定		
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳児	1・2歳児	
令和2年度	①量の見込み	2,406	851	3,086	477	2,104	
	②確保方策	特定教育・保育施設	2,581	275	3,173	686	1,950
		確認を受けない幼稚園	950	40			
		特定地域型保育事業				41	105
		企業主導型保育施設の地域枠			78	36	87
	③確保見込量(②の合計)	3,531	315	3,251	763	2,142	
過不足(③-①)	1,125	△ 536	165	286	38		
令和3年度	①量の見込み	2,278	851	3,216	511	2,211	
	②確保方策	特定教育・保育施設	2,611	320	3,473	704	2,109
		確認を受けない幼稚園	950	40			
		特定地域型保育事業				47	137
		企業主導型保育施設の地域枠			78	36	87
	③確保見込量(②の合計)	3,561	360	3,551	787	2,333	
過不足(③-①)	1,283	△ 491	335	276	122		
令和4年度	①量の見込み	2,152	851	3,344	545	2,319	
	②確保方策	特定教育・保育施設	2,611	320	3,653	713	2,190
		確認を受けない幼稚園	950	40			
		特定地域型保育事業				59	201
		企業主導型保育施設の地域枠			78	36	87
	③確保見込量(②の合計)	3,561	360	3,731	808	2,478	
過不足(③-①)	1,409	△ 491	387	263	159		
令和5年度	①量の見込み	2,026	851	3,472	579	2,429	
	②確保方策	特定教育・保育施設	2,641	365	3,773	722	2,268
		確認を受けない幼稚園	950	40			
		特定地域型保育事業				71	265
		企業主導型保育施設の地域枠			78	36	87
	③確保見込量(②の合計)	3,591	405	3,851	829	2,620	
過不足(③-①)	1,565	△ 446	379	250	191		
令和6年度	①量の見込み	1,902	851	3,598	613	2,539	
	②確保方策	特定教育・保育施設	2,641	365	3,953	731	2,349
		確認を受けない幼稚園	950	40			
		特定地域型保育事業				83	329
		企業主導型保育施設の地域枠			78	36	87
	③確保見込量(②の合計)	3,591	405	4,031	850	2,765	
過不足(③-①)	1,689	△ 446	433	237	226		
令和7年度	①量の見込み	1,778	851	3,724	648	2,650	
	②確保方策	特定教育・保育施設	2,671	410	4,073	740	2,427
		確認を受けない幼稚園	950	40			
		特定地域型保育事業				95	393
		企業主導型保育施設の地域枠			78	36	87
	③確保見込量(②の合計)	3,621	450	4,151	871	2,907	
過不足(③-①)	1,843	△ 401	427	223	257		

注：4月1日時点

③ 南部エリア

認可保育所等への申込状況と待機児童の発生状況に留意しながら、中央部エリアにある認可保育所等の利用等により対応を図ります。

(単位:人)

年度	区分	1号認定	2号認定		3号認定		
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳児	1・2歳児	
令和2年度	①量の見込み	120	64	225	14	147	
	②確保方策	特定教育・保育施設	770	90	167	41	132
		確認を受けない幼稚園					
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量(②の合計)	770	90	167	41	132	
過不足(③-①)	650	26	△ 58	27	△ 15		
令和3年度	①量の見込み	120	64	225	14	147	
	②確保方策	特定教育・保育施設	770	90	167	41	132
		確認を受けない幼稚園					
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量(②の合計)	770	90	167	41	132	
過不足(③-①)	650	26	△ 58	27	△ 15		
令和4年度	①量の見込み	120	64	225	14	147	
	②確保方策	特定教育・保育施設	770	90	167	41	132
		確認を受けない幼稚園					
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量(②の合計)	770	90	167	41	132	
過不足(③-①)	650	26	△ 58	27	△ 15		
令和5年度	①量の見込み	120	64	225	14	147	
	②確保方策	特定教育・保育施設	770	90	167	41	132
		確認を受けない幼稚園					
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量(②の合計)	770	90	167	41	132	
過不足(③-①)	650	26	△ 58	27	△ 15		
令和6年度	①量の見込み	120	64	225	14	147	
	②確保方策	特定教育・保育施設	770	90	167	41	132
		確認を受けない幼稚園					
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量(②の合計)	770	90	167	41	132	
過不足(③-①)	650	26	△ 58	27	△ 15		
令和7年度	①量の見込み	120	64	225	14	147	
	②確保方策	特定教育・保育施設	770	90	167	41	132
		確認を受けない幼稚園					
		特定地域型保育事業					
		企業主導型保育施設の地域枠					
	③確保見込量(②の合計)	770	90	167	41	132	
過不足(③-①)	650	26	△ 58	27	△ 15		

注: 4月1日時点

4

地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

子ども・子育てにかかわるニーズに対応できるように、事業の拡充やサービスの質の向上に留意して確保方策を推進します。

① 利用者支援事業

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

子育て世代包括支援事業の充実のため、市役所及び保健センターで実施する母子保健型、市役所で実施する特定型（保育コンシェルジュ）に加えて、基本型の実施に向けた調整を行い、利用者支援の充実を図ります。

（単位：か所）

区分		令和2年度 （1年目）	令和3年度 （2年目）	令和4年度 （3年目）	令和5年度 （4年目）	令和6年度 （5年目）
量の見込み	基本型・特定型	1	1	2	2	2
	母子保健型	4	4	4	4	4
確保方策	基本型・特定型	1	1	2	2	2
	母子保健型	4	4	4	4	4

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

利用者数の見込量の増加に対応できるよう、適正な配置及び出張広場の実施箇所の継続的な見直しを行います。

区分		令和2年度 （1年目）	令和3年度 （2年目）	令和4年度 （3年目）	令和5年度 （4年目）	令和6年度 （5年目）
量の見込み （年間利用人数）		198,675人	202,804人	206,961人	211,042人	215,146人
確保方策	施設数	9か所	9か所	9か所	10か所	10か所
	出張広場数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所

③ 一時預かり事業

■ 幼稚園型

1号認定者を対象とする幼稚園や認定こども園において、保護者の希望に応じて、主に教育時間後や土曜・日曜、長期休業期間中に、幼稚園において教育活動を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

認定こども園や私立幼稚園における預かり保育への支援を継続します。

区分		令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
量の見込み (1号認定の利用人数)		4,075人	4,266人	4,217人	4,231人	4,178人
確保 方策	在園児対象型	6,240人	6,240人	6,240人	6,240人	6,240人
	施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

■ 幼稚園型以外

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、保護者が家庭での保育が困難となった乳幼児を一時的に預かる事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

保育所・認定こども園の整備にあわせて実施箇所の増加を図ります。

区分		令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
量の見込み (年間利用人数)		44,918人	45,971人	46,068人	46,654人	46,683人
確保 方策	全体	38,613人	42,933人	44,373人	45,813人	47,253人
	うち一時預かり	36,000人	40,320人	41,760人	43,200人	44,640人
	施設数	25か所	28か所	29か所	30か所	31か所

注：確保方策（全体）には、子育て援助活動支援事業（就学前）を含む

④ 病児保育事業

乳幼児等が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

ニーズ調査結果による利用意向はかなり強いですが、実際に利用した人の状況を勘案した量を見込みます。見込量の増加に対して、利用者ニーズを考慮した適正な配置による整備を図ります。

区分		令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
量の見込み (年間利用人数)		1,715人	1,737人	1,742人	1,756人	1,764人
確保 方策	病児対応型	2,160人	2,880人	2,880人	2,880人	2,880人
	施設数	3か所	4か所	4か所	4か所	4か所

⑤ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

会員登録制のため、援助を行う提供会員の確保によって、見込量を上回るように努めます。

(単位：人)

区分		令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
量の見込み（就学後）		1,295	1,258	1,271	1,262	1,289
確保 方策	全体	3,920	3,920	3,920	3,920	3,920
	うち就学後	1,307	1,307	1,307	1,307	1,307
	提供会員数	245	245	245	245	245

注：「量の見込み（就学前）」及び「確保方策（就学前）」は、一時預かり事業（幼稚園型以外）に計上

⑥ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

ニーズ調査の結果から算出される見込量はかなり多いため、実際の利用状況を勘案した量を見込みます。家庭と同様の環境における養育を推進しつつ、児童相談所と連携しながら、施設の利用に結びつく強いニーズに留意して事業を推進します。

区分		令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
量の見込み (年間利用人数)		207人	201人	203人	202人	206人
確保 方策	確保人数	153人	153人	153人	153人	153人
	施設数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所

⑦ 乳児家庭全戸訪問事業

保健師等がおおむね生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握等を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

乳児家庭全戸訪問事業の実施率を維持し、月齢にあわせた支援を行います。また、訪問できなかった場合は、関係各課と連携して状況把握に努めます。

(単位：人)

区分	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
量の見込み (出生見込数)	2,102	2,133	2,169	2,213	2,235
確保方策 (訪問人数)	2,102	2,133	2,169	2,213	2,235

⑧ 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対して、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じて医学的検査を実施する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

市内の医療機関等との協力・連携により、対象者への事業の周知をはじめ、健診もれがないように業務を推進します。

区分	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
量の見込み(延べ人数)	2,133人	2,169人	2,213人	2,235人	2,267人
量の見込み(延べ回数)	29,862回	30,366回	30,982回	31,290回	31,738回
確保方策(延べ回数)	29,862回	30,366回	30,982回	31,290回	31,738回

⑨ 養育支援訪問事業及び要保護児童等支援事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

また、要支援児童・要保護児童等を支援するために、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の取組を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

乳幼児の増加に伴い、養育支援が必要な家庭が増える見込みであることから、適切な指導・助言、相談に対応できるように必要な人材の確保と関係機関との連携を行い、養育支援体制を確保します。

また、要保護児童対策協議会については、的確に対象事案・ケースに対応できるように開催します。

(単位:人)

区分	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
量の見込み (延べ訪問人数)	252	255	260	265	267
確保方策 (延べ訪問人数)	252	255	260	265	267

⑩ 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所や認定こども園等で保育を実施する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

保護者の就労時間だけでなく就労時間帯も勘案しながら、新たに整備する認可保育所等において実施し、実施箇所の増加を図ります。

区分	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
量の見込み (1日当たりの利用人数)	239人	245人	245人	248人	248人
確保方策(施設数)	74施設	82施設	89施設	96施設	103施設

⑪ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して支払うべき日用品、文房具等その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等や新制度未移行幼稚園における副食の提供にかかる費用の一部を補助する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

幼児教育・保育の無償化にあわせ、低所得で生計が困難である保護者や保護者の世帯所得の状況等を勘案して定める市の基準に該当する対象者に対して補助を行います。

(単位：人)

区分	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
量の見込み(物品購入費等)	15	15	15	15	15
量の見込み(副食費)	300	300	300	300	300

⑫ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

当面、市の窓口での業務の充実を図り、教育・保育に対する市民ニーズの増大に対応できるように多様な事業者の参入の促進を図ります。

⑬ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に小学校の余裕教室、児童館及び児童クラブ施設を利用して適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図る事業です。

【 確保方策 】

現在、児童クラブの専用スペースの確保については、児童館併設型、単独の児童クラブ施設及び小学校の余裕教室等の活用の3種類の手法で実施しています。しかし、児童館併設型や児童クラブ施設においては、児童クラブの需要に見合うスペースが十分に確保できておらず、待機児童や床面積要件（児童一人当たり 1.65 m²以上）超過の課題が発生しています。

この課題を解決するために、児童館敷地内や学校敷地内での児童クラブ施設の増築又は新築を進めるとともに、小学校に余裕教室等がある場合は、児童クラブ室としての活用を推進していきます。また、つくばエクスプレス沿線開発に伴う人口急増地区や待機児童などの課題が発生している小学校区については、民間児童クラブの積極的な誘致を図っていきます。

なお、設置する児童クラブ室の一部屋は、原則として定員 40 人の適正規模となります。

【 量の見込み 】

■児童クラブ員数と児童クラブ数の見込量（各年度 4 月 1 日現在）

区分		実績	計画期間の見込				
		令和元年度	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
児童クラブ員数	1年生	1,143人	1,265人	1,420人	1,577人	1,736人	1,890人
	2年生	1,112人	1,229人	1,378人	1,532人	1,696人	1,819人
	3年生	869人	942人	1,044人	1,143人	1,247人	1,365人
	4年生	598人	647人	714人	782人	862人	945人
	5年生	376人	405人	444人	485人	531人	552人
	6年生	214人	225人	243人	261人	282人	299人
	合計	4,312人	4,713人	5,243人	5,780人	6,354人	6,870人
児童クラブ数 (1クラブおおむね40人)		104クラブ	121クラブ	136クラブ	151クラブ	166クラブ	181クラブ

【 目標整備量 】

■新たに設置する放課後児童クラブ（施設の建築、余裕教室等の活用）

区分	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)	5か年度の 増加数
新たに開設する 公設児童クラブの箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	15か所
新たに開設する 公設児童クラブのクラブ数	6クラブ	6クラブ	6クラブ	6クラブ	6クラブ	30クラブ
新たに開設する 民間児童クラブのクラブ数	9クラブ	9クラブ	9クラブ	9クラブ	9クラブ	45クラブ

注：公設児童クラブについては、40人規模の児童クラブ室を2部屋備える施設を建築した場合、箇所数1、クラブ数2とカウント
民間児童クラブについては、おおむね40人規模1部屋を開設することが多いため、クラブ数の目標値のみ表示

⑭ 放課後子供教室

放課後において、学校施設等を活用してすべての児童の安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することで、児童の社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を養う事業です。

【単独事業としての方向性と放課後児童クラブとの一体的な実施】

当市では、全市立小学校と県立特別支援学校の学校施設内で放課後子供教室を実施しています。

現行の実施状況は、年度当初の学校への希望調査の結果に基づき、主に学校施設内で不定期でのイベント実施を基調としています。近年、事業協力者と開催回数共に増加していることから、当計画期間内においても、質と量の両面で一層の充実を図っていきます。

具体的な考え方として、当市は他自治体と比較してより多くの児童館を有していますが、逆に児童館のない小学校区の児童にとっては、放課後の選択肢が少なくなっている状況にあると考えられるため、特に実施を強化していきます。一方で、児童館のある小学校区については、児童館でも従来から様々な行事を毎月実施していることから、学校施設での放課後子供教室を向上させながら、併せて児童館行事の充実にも努めていきます。

国の「新・放課後子ども総合プラン」（放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の一体的な実施）については、児童館が小学校区にある場合は、児童館が両事業を一体的に実践できる場であると捉え、児童館において、児童クラブ施設の増築などにより施設の飽和状態を緩和し、児童館本来の機能である「すべての地域児童に開かれた遊びの場」として、プランの実施を進めていきます。また、児童クラブを専用施設又は小学校の余裕教室等で実施している児童館のない小学校区においては、教育局や学校との連携のみならず、地域全体を巻き込んでいくことが事業拡充の鍵と考えます。そのために、人材の掘り起こしや育成のための地域への呼びかけを積極的に行っていきます。

なお、平成30年度から秀峰筑波児童クラブ施設では、新たなモデル事業として施設内において放課後子供教室の定期開催を開始しました。さらに、令和元年度には、学園の森及びみどりの学園児童クラブ施設内でも定期開催を開始しました。当計画期間内では、3施設での開催回数の増加に努めるとともに、令和5年度以降に新設を予定している児童クラブ施設においても、放課後子供教室の定期開催の実施を推進していきます。

【量の見込み】

■放課後子供教室のイベント開催

区分	実績	見込	計画期間の見込				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
イベント実施回数	138回	153回	168回	183回	198回	213回	228回

■放課後子供教室の定期開催実施校

区分	実績	見込	計画期間の見込				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (1年目)	令和3年度 (2年目)	令和4年度 (3年目)	令和5年度 (4年目)	令和6年度 (5年目)
学校数	1校	3校	3校	3校	3校	4校	5校
イベント実施回数	79回	300回	320回	330回	340回	390回	440回

沿革：平成30年度から秀峰筑波児童クラブ施設内で実施開始（イベント日以外にも学業日の毎日図書室等を開放）

令和元年度から学園の森とみどりの学園児童クラブ施設内で実施開始（週3回程度実施）

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、また、新制度に移行していない幼稚園にかかる就園奨励費の支給との連続性にも配慮し、次に示す給付方法を基本として継続して検討を行います。

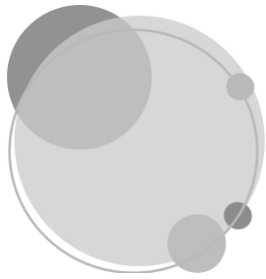
① 子育てのための施設等利用給付について

子ども・子育て支援法第30条の11に基づき、新制度に移行していない幼稚園に対して施設等利用費を給付する場合は、幼稚園における円滑な運営に支障を来す事のないように一月ごとに給付を行います。

また、預かり保育事業や認可外保育施設等の利用料については、複数のサービスや施設を利用した場合にはそれぞれの利用料を合算し、上限額の範囲内において子育てのための施設等利用給付を受けることができるため、償還払いを原則とし、過誤請求・支払い防止に努めます。また、給付の実施回数は年4回を目安とします。

② 茨城県との連携について

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、茨城県に対し、施設等の所在等の情報提供、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請していく等、協力・連携をしていきます。



參考資料

1 計画策定体制・策定の経緯

第2期つくば市子ども・子育て支援プランの策定にあたっては、つくば市子ども・子育て会議条例に基づき設置した「つくば市子ども・子育て会議」において審議しました。

同会議は、当市の子ども・子育てに関係する市民代表、事業者、団体・機関及び有識者によって構成されています。

また、子育て家庭を始め、広く市民の意見を反映させるため、ニーズ調査、パブリックコメントを実施しました。

年 度	月 日	内 容
平成30年度 (2018年度)	10月25日(木)	第3回子ども・子育て会議
	11月22日(木) ~12月14日(金)	ニーズ調査
	2月14日(木)	第4回子ども・子育て会議
令和元年度 (2019年度)	5月30日(木)	第1回子ども・子育て会議
	7月17日(水)	第2回子ども・子育て会議
	9月4日(水)	第3回子ども・子育て会議
	9月30日(月)	第4回子ども・子育て会議
	11月11日(月) ~12月10日(火)	パブリックコメント
	2月10日(月)	第5回子ども・子育て会議

■子ども・子育て会議において指摘された課題

① 子育て当事者の視点からの支援の整備・充実（1/2）

項 目	委員の意見
市内での出産を可能とする分娩施設の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不足している現状の解決、等
一時預かり事業の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な利用によって占められている現状の解決、等
病児・病後児保育事業の方向性についての検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普及が停滞していることの背景の分析 ・ 今後の展開についての検討、等
利用者支援のあり方の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様にして柔軟な支援が可能となる体制づくり ・ 既に導入している利用者支援事業特定型・母子保健型の充実 ・ 利用者支援事業・基本型導入についての検討、等
利用者支援における子育て総合支援センターの位置付けと役割についての再検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多角的、多面的な情報提供と的確な支援の提供につながる体制の確立 ・ 地域の子育て支援ネットワークの充実と活用 ・ 諸施設・諸機関、サークル・団体等との連携・協力、地域資源の発掘・活用など、支援のコーディネーションができる人材の育成と配置、等
障害児保育事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業展開における公私の連携協力 ・ 中核的な施設の設置や専門職による訪問等、支援の高度化についての検討 ・ 民間保育所における加配保育士の配置、等
乳幼児の発達支援体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供に止まらない、確実にして継続的な支援の提供とそのため専門職の配置、等
相談事業の高度化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族の多様化を背景とした虐待、育児不安等に対応できる体制、虐待の防止、早期発見につながる体制の確立 ・ 開かれた窓口の開設、ケースに応じた専門職・専門機関との連携、等

① 子育て当事者の視点からの支援の整備・充実（2/2）

項 目	委員の意見
児童虐待防止に向けた総合的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て家庭を支える地域の取り組みの強化 ・ すべての家庭を対象にしたアプローチの充実 ・ 親子の交流や親子関係の支援 ・ 放課後の居場所など社会的な子育て基盤の充実 ・ 児童相談所、保育所・幼稚園・認定こども園、警察などの連携の強化、等
困難な状況の置かれた子どもを救うシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども自ら相談できる環境の構築 ・ 生活・学習支援の場の拡充 ・ 支援の場、支援者に対する支援、等
「心のゆとり」を生み出す支援の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居場所、集まり、イベントの工夫 ・ 「声かけ」「手助け」に向けた啓発、等
各種講座・教室の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な医療の受診や家庭看護の基礎知識など、子どもの医療・看護に関する講座・教室の開催 ・ 受講者の受講しやすさを考えた講座・教室の開催場所についての検討、等
家庭教育学級のあり方・役割についての再検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園・小中学校をベースとした開設についての再検討 ・ 指導員の資質向上 ・ 乳幼児家庭教育学級の役割、特に子育てに対する視野拡大や社会参加に果たす役割の再認識、等
父親、祖父母等、母親以外の子育て力・教育力向上のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産後の生活についてのシミュレーションを取り入れたワークショップの開催や父親の育児休業取得のための準備講座など、特に産前における意識啓発を超えた取組、等
「子育て情報システム」「子育て便利帳」など、情報提供事業の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間の支援、インフォーマルセクターの支援等、広範囲の情報を提供することについての検討 ・ 提供媒体の工夫、等

② ニーズに応じると同時に、適切にして質の高い教育・保育の提供

項 目	委員の意見
幼児教育・保育需要の地域的アンバランスへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・つくばエクスプレス沿線の開発に伴い発生している中央部・西部・北西部エリアにおける待機児童の解消 ・子どもの数が減りつつある北部・南部エリアにおける就学前の子どもの教育・保育の場の再編・活用、等
保育士・幼稚園教諭の確保、資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・待遇・処遇の改善 ・就職希望者に対する情報の提供 ・業務・負担の軽減も含む働く環境の整備 ・研修の充実、等
公立幼稚園のあり方・役割の再検討	<ul style="list-style-type: none"> ・定員未充足の園の再編、有効活用 ・子ども・子育て支援の場としての役割の再検討、等
小規模保育事業の検証、その支援とあり方の再検討	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の事業の成果と問題点の整理 ・連携施設の確保や保育の質の向上、安全にして安心できる保育の提供など、事業への支援 ・小規模保育事業の役割、設置場所の適否も含む認可の判断についての検討、等
幼児教育・保育の無償化への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・教育、保育に関する需要の変化の把握、変化への対応 ・無償の対象となる認可外保育施設の保育の質の確保 ・質の高い教育・保育を提供してきた認可外保育施設における無償の対象から外れる事例の扱い、等
平成 31 年 3 月に策定した「つくば保育の質ガイドライン」の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・保育関係者の研修、教育・保育の場における日常的な点検における利用 ・教育・保育の場を新設する場合の手引きとしての利用 ・活用事例の紹介と有効な活用に対するインセンティブの付与、等
就学前教育の充実と幼保小の円滑な接続	<ul style="list-style-type: none"> ・連携の強化 ・保育と教育の一元化を視野にいれた「保育の質ガイドライン」の見直し ・「子ども・子育て支援プラン」と「教育大綱」のリンケージ、等

③ 子育ての地域基盤の充実

項 目	委員の意見
児童クラブのあり方の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 待機児童、特に人口急増地区における待機児童の解消 ・ 公設民営の児童クラブのあり方の検討 ・ 学校等既存の施設の利活用 ・ 放課後児童支援員等の人材の確保とその資質の向上、等
放課後子供教室事業のあり方の全面的再考	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント的な開催の見直しと定期的な開催のための場所の確保、体制の構築 ・ 地域の施設・人材の有効活用、多世代交流・居場所づくりとの連携強化等、コーディネーションの機能、コーディネーターとしての人材の導入の検討 ・ 市の実情に合わせた「新・放課後子ども総合プラン」の推進、等
児童館の機能の充実・再検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童クラブの利用に関わる面積超過問題の解決 ・ 職員の専門性の向上 ・ 地域の子ども・子育て支援を視野に入れた機能の再検討、等
地域交流センター、図書館の利活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・子育て支援のためのスペースの確保 ・ 図書・資料の充実、等
自然体験、社会体験等、子どもの体験の機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育・教育の場への導入 ・ イベント等の充実 ・ 公園や空き地、雑木林の活用 ・ 「冒険遊び場」の拡充 ・ プレイリーダー等、人材の育成、等
通学路等の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全点検、歩道整備、ガードレールの設置、等
「まちづくり」を視野に入れた「子ども・子育て支援プラン」の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「子どもを産み育てやすいまち」＝「子どもにとって最善の利益が実現されるまち」＝「子どもの生きる力、意思と努力を応援するまち」＝「地域みんなの力で子育てを応援し、みんなで子どもを育てるまち」など、「子ども・子育て支援プラン」の基本理念の検討と理念を体現する事業計画の策定、等

2 つくば市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として次条の事務を処理するため、つくば市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、法第77条第1項各号に掲げる事務について調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関する各種団体の代表者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の意見の聴取)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を述べさせ、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、こども部において処理する。

3 つくば市子ども・子育て会議委員

任期：2018年2月20日～2020年2月19日

区分	氏名	所属
議会	橋本 佳子	市議会議員
保育園保護者会	野口 理恵 岡野 玲子 串田 令子	つくば市保育所・園父母の会連絡協議会
幼稚園PTA	佐口 里枝 鈴木 美穂 成島 美穂	つくば市立幼稚園PTA連絡協議会
小・中学校PTA	高野 佳明 中嶋 信美 根本 一城	つくば市PTA連絡協議会
児童クラブ	千代原 義文	つくば市学童保育連絡協議会
小児医療	江原 孝郎	つくば市医師会
学識経験者	飯田 浩之 橋本 佐由理 土井 隆義	大学教授等
民間保育園	舘野 正弘	つくば市民間保育協議会
民間幼稚園	橋本 幸雄	つくば市私立幼稚園・認定こども園協議会
子育て支援団体	浦里 晴美	つくば市地域活動連絡協議会会長
	中井 聖 間野 聡子	特定非営利活動法人ままとーん 代表理事
主任児童委員	河村 和恵	つくば市主任児童委員連絡会
公立学校長	松本 義明	つくば市学校長会
公立学校長	中島 達夫 遠藤 知昭 土田 十司作	つくば市学校長会 会長
公募	ヘイズ 紀子 栗栖 和恵 浅野 英公子 折本 ちはる 高橋 晃雄	こどもの保護者、 子育て支援に関心がある市民等



第2期つくば市子ども・子育て支援プラン

世界の
あした
が見えるまち。
TSUKUBA

発行 令和2年3月
つくば市こども部こども政策課
〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1
電話 029 (883) 1111 (代表)